

平成 2 7 年 9 月 2 4 日

平成 2 7 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 7 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 ( 第 2 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 9 月 2 4 日 ( 木 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 5 時 5 0 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 ( 0 名 )

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 岡 西 純 次

書 記 増 田 加 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
会計管理者兼会計課長	山本千代美
税住民課長	中嶋修
福祉課長	岡田博之
建設事業課長	東本繁和
農村振興課長	北淳司
人権啓発課長	井上順三
国保診療所事務長	久保順一
地域力推進課長	古田良明

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	1番 竹内きみ代 2番 藤井清隆

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 平成26年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成26年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3号 平成26年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4号 平成26年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 5号 平成26年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 6号 平成26年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 7号 平成26年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第38号 平成27年度和東町一般会計補正予算（第2号）  
議案第39号 平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第40号 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第43号 町道童仙房線門前橋上部工工事請負契約の変更について
- 日程第 5 議案第44号 和東山の家を設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第45号 和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第46号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第 8 議案第 47号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 9 議案第 48号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 49号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 10 同意第 3号 自治功労者の表彰について
- 日程第 11 発委第 2号 和束町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 12 請願第 1号 「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第 13 発議第 5号 ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書
- 日程第 14 発議第 6号 TPP交渉からの撤退を求める意見書
- 日程第 15 発議第 7号 介護保険制度の改善に関する意見書
- 日程第 16 議員派遣について
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 7 年和東町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田勇議員から遅刻の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 番、竹内きみ代議員、2 番、藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

町長から発言の要求がありますので、許可いたします。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、一言おわびと訂正をさせていただきたいというふうに思います。

過日の一般質問、岡本議員からいただきました一般質問の中で、通学定期の補助率の問題を伺いまして、私、現行 3 分の 2 と申し上げましたですけれども、現行 2 分の 1 でありますので、ここに訂正をさせていただきまして、深くおわびを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

議事を進めます。

日程第 2、認定第 1 号から認定第 7 号まで、平成 2 6 年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成 2 6 年度和東町各特別会計歳入歳出決算認定について、以

上 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、竹内きみ代議員。

○決算特別委員会委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。それでは、決算特別委員会の審査の報告を行います。

認定第 1 号から認定第 7 号まで、平成 26 年度和東町一般会計歳入歳出決算及び平成 26 年度和東町特別会計歳入歳出決算については、9 月 10 日開会の第 3 回定例会本会議において提案され、これを受けて、議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、9 月 14 日及び 15 日の 2 日間にわたり審査を行いました。

なお、審査に当たっては副町長から監査委員より提出された決算審査意見書や主な施策の成果を説明された後、各所管課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

平成 26 年度の一般会計ほか 6 特別会計の決算額は歳入 54 億 2,763 万円、歳出 52 億 9,502 万円、歳入歳出差引額 1 億 3,261 万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 3,433 万円を控除した実質収支額は 9,828 万円の黒字となりました。昨年は和東町が町制となって 60 周年を迎えた節目の年でもあり、これまで歩んできた施策を踏まえた上で、湯船森林公園のマウンテンバイクコースの整備や、茶源郷、行政情報配信システムを 25 年度に引き続きさらに発展させるとともに、子ども・子育て支援事業計画や奨学基金の設置、ゼロ歳児保育に向けての施設整備等子育てのしやすいまちづくりに取り組まれました。しかし、人口減少と少子高齢化の進行は和東町の財政状況に大きな影響を与え、今後ますます経費節減、財源確保と創意工夫の施策が求められています。

一般会計の歳入歳出を見ると、前年度に比較して総額は増加しており、実質支出も黒字で実質公債比率は 22 年度と比較して 5.3 ポイントも低くなり、安定した状態ではありますが、その内訳を見ると、主な財源である町税と地方交付税が減少してお

り、門前橋かけかえ工事費等の増加や教育費、災害復旧費に伴う国庫補助金等が増加しており、これが総額を増加させているものです。

特別会計では国民健康保険特別会計が唯一赤字となっており、前年度と比較した場合、総額では増加していますが、起債償還の始まりと医療費の増大により、赤字会計となっており、今後もこの状況が継続するものと懸念されます。

また、滞納繰越金については町税、国民健康保険税ともに昨年度より徴収率が向上していますが、府内町村の平均徴収率と比較すると、特に町税は10ポイント程度低く、今後、徴収率アップに向けての取り組みが課題と言えます。

委員からは、町税等における不納欠損処理や徴収率の向上に対する質問や、ことし10月から始まるマイナンバー制度に対する本町の取り組み状況やセキュリティー対策について、災害対策における和東小学校等の広域避難所への備蓄用品配備や、災害時の職員体制、原子力災害への対応等について、また、山の家改修に向けてのリスクマネジメントや設計に対する住民の声の反映について、国民健康保険関係では赤字会計の状況や医療費に占める本町の疾病の特異性、人間ドック事業における利用条件の課題等について、その他農家台帳システムやゼロ歳児保育、空き家調査、ふるさと納税、消防団の運営、路線バス等の公共交通や茶源郷行政情報配信システムの光ボックスの普及等々、多くの質疑が交わされました。詳細については後日会議録にてご承知願います。

質疑の後、討論を行い、岡本委員から一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の六つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。

また、井上武津男委員からは一般会計に、村山一彦委員は国民健康保険特別会計に、岡田泰正委員は簡易水道事業特別会計と介護保険特別会計に、吉田哲也委員は下水道事業特別会計に、岡田勇委員は後期高齢者医療特別会計に、それぞれ賛成の意見が述べられました。

採決の結果は次のとおりでした。

認定第1号 平成26年度和東町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第2号 平成26年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 平成26年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第4号 平成26年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第5号 平成26年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第6号 平成26年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第7号 平成26年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、平成26年度和東町一般会計歳入歳出決算及び平成26年度和東町各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、9月18日、決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に提出いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定すべきとするものです。

よって、本決算認定の7件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、平成26年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成26年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3、議案第38号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第2号）、議案第39号 平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第40号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第38号から議案第40号の提案理由を申し上げます。

議案第38号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、宇治茶生産景観継承事業補助金、野生鳥獣個体数調査委託料、町道維持修繕工事、地域福祉計画策定事業等において

議案第39号 平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、事業勘定に係る前年度退職者医療交付金確定に伴う超過額返還金において

議案第40号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、町道福司長尾線維持修繕工事に伴う水道管布設替工事等においてそれぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私からは議案第38号のご説明を申し上げます。議案書のほう、よろしくお願い申し上げます。

### 議案第38号

#### 平成27年度和束町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,053万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,918万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

平成27年9月24日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読いたします。

まず、1の歳入でございます。

14款国庫支出金、3億4,003万1,000円、817万1,000円、3億4,820万2,000円。

15款府支出金、1億7,536万2,000円、1,788万1,000円、1億9,324万3,000円。

17款寄附金、2万1,000円、28万円、30万1,000円。

19款繰越金、1,659万6,000円、5,123万4,000円、6,783万

円。

20款諸収入、3,503万7,000円、296万4,000円、3,800万1,000円。

歳入合計、33億9,865万円、8,053万円、34億7,918万円。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、7億1,220万2,000円、1,005万3,000円、7億2,225万5,000円。

3款民生費、7億1,524万1,000円、550万9,000円、7億2,075万円。

4款衛生費、4億4,218万5,000円、71万3,000円、4億4,289万8,000円。

5款農林業費、9,734万1,000円、3,775万1,000円、1億3,509万2,000円。

6款商工費、4,273万1,000円、148万2,000円、4,421万3,000円。

7款土木費、4億4,024万2,000円、2,444万2,000円、4億6,468万4,000円。

8款消防費、1億8,360万9,000円、58万円、1億8,418万9,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページ、第2表債務負担行為でございます。

事項といたしまして、地域福祉計画策定業務委託でございます。期間につきましては、平成27年度から平成28年度まで、限度額につきましては259万5,000円となっております。

続きまして、資料No.38、予算に関する説明書によりまして、主なもののみご

説明申し上げます。

総括は省略させていただきまして、5 ページ、6 ページ、よろしくお願い申し上げます。

まず、歳入のほうでございます。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目の総務費国庫補助金で4 3 9 万 6 , 0 0 0 円の補正でございます。

1 節の総務管理費の補助金でございまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

同款、同項、7 目の農林業費国庫補助金で3 2 7 万 5 , 0 0 0 円でございます。

これは1 節の農林業費国庫補助金でございまして、ちょっと説明書きに誤りがございます。訂正させていただきます。こどもとなっておりますが、子どもでございます。子ども農産業村交流による地域活性化モデル事業補助金でございます。申しわけございません、よろしくお願いいたします。

1 5 款府支出金、2 項の府補助金、1 目の農林業費府補助金で1 , 7 0 1 万円でございます。

1 節の農業費補助金で1 , 6 4 1 万円の補正でございまして、そのうちともに育む「命の里」事業補助金で5 1 6 万円、宇治茶生産景観継承支援事業費補助金で1 , 0 8 5 万円となっております。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページでございます。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で、5 , 1 2 3 万 4 , 0 0 0 円でございます。純繰越金でございます。

2 0 款諸収入、4 項雑入、1 目の雑入で2 9 6 万 4 , 0 0 0 円の補正でございます。雇用促進協議会の返還金でございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費で 2 2 9 万円の補正でございます。

主なものは、1 3 節の委託料で 1 5 1 万 2, 0 0 0 円でございます。京都デジタル疎水ネットワーク整備委託料を減額の 1 0 6 万 3, 0 0 0 円、行政不服審査制度対応支援業務委託料で 2 1 6 万円となっております。

同款、同項、2 目の企画費で 1 2 8 万円の補正でございます。

主なものは 1 9 節の負担金補助及び交付金で 1 0 0 万円、和東町の地域力推進協議会への負担金でございます。

同款、同項、4 目の活性化対策費で 1 5 2 万 3, 0 0 0 円の補正でございます。

主なものは 1 1 節の需用費の関係で 6 5 万 4, 0 0 0 円、1 5 節の工事請負費で 5 9 万 9, 0 0 0 円でございます。これにつきましては体験交流センターの火災通報装置の設置工事費でございます。

次のページ、1 1 ページ、1 2 ページをお願い申し上げます。

2 款総務費、3 項戸籍住民登録費、1 目の戸籍住民登録費で 4 3 9 万 6, 0 0 0 円の補正でございます。

1 9 節の負担金補助及び交付金でございまして、社会保障・税番号制度中間サーバー等のシステム利用負担金でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目の社会福祉総務費で 3 3 0 万 8, 0 0 0 円の補正でございます。

主なものは 1 3 節の委託料で 2 0 8 万 5, 0 0 0 円、地域福祉計画作成委託料でございます。

それと 2 0 節の扶助費で 1 0 0 万円、身体障害者の補装具の給付でございます。

それと、同款、同項、8 目の老人憩いの家管理費で 1 2 9 万 6, 0 0 0 円でございます。

1 1 節の需用費でございまして、修繕費として 1 2 9 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

次のページでございます。

5 款農林業費、1 項農業費、3 目の農業振興費で、1,164 万 9,000 円の補正でございます。

主なものは13 節の委託料で227 万 5,000 円、子ども農山漁村交流事業委託料で217 万 5,000 円。

19 節の負担金補助及び交付金で866 万 4,000 円でございます。そのうち「命の里」事業の補助金が813 万円となっております。

同款、同項、4 目の茶業振興費で1,085 万円でございます。

これにつきましては、19 節の負担金補助及び交付金でございまして、宇治茶生産景観継承支援事業補助金でございます。

5 款農林業費、2 項の林業費、2 目の林業振興費で1,525 万 2,000 円でございます。

主なものは13 節の委託料でございまして、1,071 万 2,000 円、これにつきましては野生鳥獣個体数調整業務の委託料でございます。

それと、19 節の負担金補助及び交付金で444 万円でございます。

そのうち、有害鳥獣関係事業の補助金で324 万円、緑の公共事業補助金、狩猟免許取得助成分で120 万円を計上しております。

6 款商工費、1 項商工費、1 目の商工振興費で148 万 2,000 円でございます。

これにつきましては、19 節の負担金補助及び交付金でございまして、和東町雇用促進協議会の事務費の負担金でございます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目の土木総務費で104 万 2,000 円でございます。

これにつきましては、13 節の委託料で45 万円、土木積算システム設定委託料でございます。

18 節の備品購入費で59 万 2,000 円、土木積算システム用の備品でございま

す。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目の道路維持費で 1,380 万円でございます。

主なものは 15 節の工事請負費で 250 万円、町道維持修繕工事費でございます。

それと 22 節の補償補填及び賠償金で 1,130 万円ということとなっております。

次のページでございます。

7 款土木費、3 項河川費、1 目の河川総務費で 300 万円の補正でございます。

これにつきましては、15 節の工事請負費でございます。

同款、同項、2 目の河川改修費で 650 万円でございます。

13 節の委託料で 150 万円、測量設計業務委託料でございます。

15 節の工事請負費で 500 万円となっております。

以上が一般会計の第 2 号の補正のご説明でございます。

特別会計につきましては各所管課長からご説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

それでは、議案第 39 号の説明をいたします。議案のほう、よろしく申し上げます。

議案第 39 号

平成 27 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 374 万 6,0

00 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7,028 万 1,0

00 円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月24日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページをお願いします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入のほうですけれども、5款前期高齢者交付金、補正前の額が1億7,410万6,000円、補正額374万6,000円、計1億7,785万2,000円。

歳入合計ですけれども、補正前の額が8億6,653万5,000円、補正額が374万6,000円、計8億7,028万1,000円となります。

続きまして、次のページの歳出をお願いします。

10款諸支出金、補正前の額が40万3,000円でございます。補正額374万6,000円、計414万9,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書で説明させていただきます。

N o . 3 9 の説明書、よろしくをお願いします。

5ページからをお願いします。

5ページの歳入です。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目の前期高齢者交付金、補正額が374万6,000円でございます。

続きまして、次のページをお願いします。

10款諸支出金、1項の償還金及び還付加算金、1目の償還金、補正額が374万6,000円でございます。

これにつきましては、平成26年度の療養交付金の額が決定したことに伴いまして、超過分の償還をするものでございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、私からは議案第40号につきましてご説明させていただきます。

議案第40号

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,191万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億271万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月24日提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出補正。

1. 歳入。

2 款分担金及び負担金、補正前の額5,212万7,000円、補正額1,130万円、計6,342万7,000円。

歳入合計2億9,080万円、1,191万円、3億271万円でございます。

1 枚めくっていただきまして、歳出でございます。

主なもので2款施設費、補正前の額1億3,814万円、補正額1,130万円、計1億4,944万円。

歳出合計でございますが、補正前の額 2 億 9,080 万円、補正額 1,191 万円、計 3 億 2 7 1 万円でございます。

次に、歳出合計は歳入合計と同額でございますので、次に予算に関する説明書 No. 40 でご説明いたします。

総括は先ほどご説明いたしましたので、省略させていただきます。

5 ページをお開きください。

2. 歳入でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金、補正額 1,130 万円。

区分としまして 1 節で、施設分担金でございますして、工事費の分担金でございます。

次に、1 枚めくっていただきまして、3 歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が 6 1 万円でございます。

これにつきましては節間の組みかえでございますして、1 3 節の委託料が減額の 1 8 4 万 5,000 円、そして、備品購入費で 2 1 4 万 5,000 円ということで、委託料から 2 1 4 万 5,000 円を備品購入費のほうに予算組みかえしておりますので、よろしく願いいたします。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、補正額が 1,130 万円。これにつきましては、1 3 節の委託料が 1 4 3 万 4,000 円、工事設計でございます。それと、1 5 節の工事請負費 9 8 6 万 6,000 円、これは町道福司長尾線道路維持管理の工事に伴います水道管の布設がえ工事でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、一般会計でありますけども、まず、総務費の文書広報費で臨時職員の賃

金を上げられておりますけれども、これについて少し説明だけお願いします。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、賃金値上げさせていただきました分につきましては、現在、茶源郷行政情報配信システム等の事業を進めておるわけでございますけれども、そのコンテンツ等の充実を図るために、いわゆる広報の専門員的な方を臨時的に雇用して、茶源郷行政情報システムとかホームページあるいは広報誌等の充実を図るべく、そういった職員の雇用をするという計画をしておるということでございますので、それに係る賃金という形で上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる町のホームページであるとか、また広報についての充実を図っていくという点で、そういう人を置いていただくということでもありますけれども、特にホームページにつきましては、この間、以前に比べましたら、また一定情報量もふえてまいりましたし、見た目といたしますか、そういったもの含めて、一定努力はいただいているとは思いますが、やはりまだまだいろんな面でほかの自治体のものと比べてみましても、不十分な面が大変多いと思いますので、そこはぜひまた努力いただきたいというふうに思います。

それで、この臨時職員の賃金ということで関連したんですけれども、これは一般質問やまた委員会でも総務課長のほうから、いろいろと賃金の今後のあり方について答弁いただいて、一定前向きな方向は示していただいているんですけれども、確認として、こ

の間の答弁ではいわゆる専門職を中心に、やはり和東町としては特にそういった部分での人員の確保というのが苦勞されてるという中で、やはり処遇を上げていくことでそういった人材確保に努めたいという話があったと思うんですけども、その辺のその専門職といった場合に、大体どのような職種っていうのを想定されてるのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

臨時職員、嘱託職員の賃金も含めてでございますけれども、一定の処遇改善を進めていきたいという形で考えております。特に、今、岡本議員ご質問にありましたように、専門職の確保が非常に重要でございます、考えておりますのは、やはり保育士、あと看護師、あと保健師等の専門職を中心に一定の処遇改善を図りたいと。当然、また多々臨時職員ということで、一般事務職につきましても一定の処遇改善をしていかなければならないという認識を持っておるところでございます。

この10月で京都府の最低賃金が800円を超えたというところでございます、それに合わすべく、今回、それを下回っておる臨時職員の賃金につきましては、それに合わすべく賃金改定をするということを予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる専門職については、今具体的に上げていただいた部分とか、そういった方向でっていうことなんですけども、今、それに合わせまして、いわゆる一般事務等の臨時職員についても一定そういった方向でっていう話がありました。

ちょっと役場のほうでちょっと調べていただいて、資料をいただいた中でも、もちろん保育士とか、また看護師とか、そういった大変専門性が問われる職種に登録されている方、また実際に雇用されている方というのも、全体の中では一定の割合を占めておられるんですけども、やはりいわゆる一般的な補助業務であるとか、専門性は特に問われないけれども、大変重要な部署でやっていただいている方も大変多くおられます。

そういう点では、今、一定一般事務等についても最低賃金の関係で処遇改善していきたいという話でしたけども、やはり最低賃金が今度は800円少し超えたぐらいですけども、これまでは800円という、最低800円というのがありました。これはもちろん今最低賃金にかかりませんから、上げるのは当然ですけども、その次は多分825円ぐらいだったと思うんですね。これもかなり長期にわたってその値段で据え置かれてると思うんですね。そういう点ではやはりそこも含めて、この間、毎年賃上げの、最低賃金上がってきてるんですけども、町のほうのやはりそういった部分は上がってきてないというのがあります。そういう点ではやはり、その部分も含めて一定抜本的なやはり改善もしていただきたいと思うんですけども、その辺、もう一度答弁いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

役場一般事務の時間給825円でございます。改定につきましてはちょっと長い間改定されてないという認識でございますけれども、ここ数年、やはり今ご質問にありましたように、最低賃金が引き上げとなってきまして、その差が少なくなってきたということもございます。また、人事院勧告によりまして、本町の職員の給与改定につきましても、昨年度、今年度につきまして、一定の賃上げの方向も出ておるとい

うところでございます。そういったものも勘案いたしまして、総合的に処遇改善を図っていきたいというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる具体的には来年度の予算との関係で予算措置もしなくちゃいけませんので、そこで検討されると思いますけども、やはり最低賃金の国における、京都府における引き上げというのは、ずっとだんだん上がってきてはいるんですけども、やはりそれに一方でやはり物価高であるとか、税金の高いであるとか、さまざま負担のほうはそれを上回るぐらいの負担がふえてるということもあります。でも、やはり臨時職員とか嘱託で働いている方っていうのは、基本的にはやはり生活が不安定な方も多いですし、ぜひその辺は含めて抜本的な改善のほうを重ねてお願いしときたいと思います。

それでは次に、これは戸籍住民登録費に関しまして、いわゆる社会保障・税番号制度中間サーバーとシステム利用者負担金っていうのが439万6,000円上がっておりますけども、この点についてちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

税番号制度の中間サーバー等のシステムの利用負担金ですけども、これにつきましては一部費用が決まっていなかった部分があります。その部分につきまして、8月の事務連絡によって、和東町の負担額が決定したということで、今回補正させていただいてます。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから10時30分まで休憩いたします。

休憩（午前10時15分～午前10時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を続けます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先ほどのいわゆる社会保障・税番号制度中間サーバーとシステム利用負担金の関係ですけれども、これはいわゆる中間サーバーというのはどういうものですか。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

社会保障・税番号制度における中間サーバーでございますけれども、ご存じのように、現在個人情報、住民基本台帳とかそういった個人情報を保管しておるシステムは、また別のシステムということになっておりまして、今後、国と連携していくに当たりまして、国の機関であります情報提供ネットワークシステム、これに地方公共団体が保有するそういった個人情報のデータをその受け渡しを行う機能でございまして、その中間に置くサーバーということになっておるわけでございます。セキュリティの関係から、やはり情報ネットワークシステムと既存の業務システムの接続方法としてこの情報連携の対象となります個人情報複本を保存管理して、その両方のシステムの情報の授受の仲介の役割を担うということとなっておりますことでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

今、ちょっと話がありましたけども、いわゆる中間サーバーっていうのは、他の機関から照会を受けた際に提供できるように、常時個人情報を今言われましたように複本、コピーですね、が保存をされていると。特に、地方公共団体が設置するこの中間サーバーについては経費節減やセキュリティー対策運用の安定性確保の観点から、全国 2 カ所に協同化、集約化が図られているというふうに聞いております。

それで、いわゆるこのマイナンバー制度っていうのは、一番危惧されているのは、いわゆるいろんな個人情報を、これまではそれぞれで管理していたものを一つにひもつけしていくという中で、大量の膨大な個人情報が芋づる式に情報漏えいや流出する危険性ははるかに大きくなるということが一番の問題だというふうに思うんですね。

そういう点で、この中間サーバーというのは、こういった全国に 2 カ所というふうに言われていますけども、共同化や集約がされたサーバーに、例えばサイバー攻撃等を受けた場合に、大量の情報が一網打尽になってしまうんじゃないかという懸念が指摘もされてるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○ 総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

中間サーバーにつきましては、一定、今整備を進めるというのでございまして、実際の運用は平成 29 年の 1 月からということをお聞きしておるわけでございます。当然、今、質問にございましたように、中間サーバーへのサイバー攻撃等も懸念されるというわけでございますけれども、これにつきましては一定このいわゆる本格運用までの期間、厳重なセキュリティーが確保できるような、そうしたシステムに構築して、されるものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる運用のほうはまだ2年ほど先ということなので、その間に、いろいろな攻撃に耐え得るセキュリティーが構築されるであろうということですが、ということであれば、現時点ではそのそういったものがないということでもあると思うんですね。

先日、いわゆる新聞に各自治体のほうにサイバー攻撃が大変頻発しているという記事が載りました。全国で100自治体にサイバー攻撃が行われて、いわゆるもう大きい自治体とか小さい自治体とかいうことじゃなくって、もう本当に今は大きさ関係なくそういったサイバー攻撃を受ける時代になっているという話が載っておりました。

それで、そういった中で、本町もやはりそういう意味では他人事ではないということだと思います。そういった点での本町としてのサイバー攻撃等への対策というのはどのようにされているのか。

それから、この記事の中で一番問題視されていたのが、マイナンバー制度との関係もあるんですけども、いわゆるネットと個人情報管理システムが切り離しされていない自治体はかなり残されていると。特に、中小、いわゆる人口の少ない1万人以下の自治体では、さらにその割合が高いという話が載ってたんですけども、その辺は和東町としては大丈夫なのかどうかも含めて、その辺の対策についてちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

いわゆるセキュリティーの関係でございますけれども、本町のシステムは基幹系と

情報系が主な構成ということになっておりまして住民情報システムとか財務会計、健康管理系などの個人情報扱う取り扱いのシステムにつきましては4年前に分離作業をしておりまして、完全に分離しておりまして、ネットにはつながっていないというところがございます、一定クリアできておるというところがございます。

その他サイバー攻撃に対する対策というところがございますけれども、一定、本町のシステムを構築しておりますのは、京都府の自治体情報センターに委託をしておるというところがございます、それにつきましては京都府の町村会が主体となっております、他の他府県の町村会も一緒に共同開発をしておるというところがございます。

そういったこともございまして、一定、国のほうからも情報も取り入れまして、そういったサイバー攻撃に対するセキュリティーの確保を進めておるというところがございます。

現実、先ほどの中間サーバーへアクセスするということがございますけれども、中間サーバーと町内の和東町内の管理端末につきましては、暗号化の通信機能が保たれておるというところがございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる年金情報の、国がこの間、年金機構で起こった事故というのは、いわゆるネットとそういう情報管理システムが分離されていなかったということが大きい原因だと言われていましたから、それをもとに、各自治体の現状というのがその後国のほうから照会もあって、その点でこういう現状だということが明らかになったとは思いますが、和東町ではとりあえず、そういう分離についてはしておられるということにはよかったとは思いますが、ただ、やはり今度のマイナンバー制度という

のは、多分今まででしたらそれでよかったと思うんですよ。和東町はやっておりまして。もうそうやって分離もして、そういうふうに対策しておりますということで完結できますから、それでよかったんだけど、ただ、マイナンバー制度っていうのはもういうたら、今までは役場の中でおさまっていた情報をいわゆる各国も含めて自治体、いろんな行政機関ともつながる、また、これまでは住基なんかではしてなかったですけども、いわゆる民間ともつながる、そういう情報のやりとりが本当に多岐にこれからはわたっていくのが、このマイナンバー制度の、国はそれがメリットだというふうに言いますが、これは本当に国民の側からすれば、自分の情報っていうのがやっぱりどこに行ってしまうのかっていう危険性が大変多岐に広がっていくっていう、あると思うんですよ。そういう点ではやはり和東町だけ安全でも、やはり全国的にそういう不備が、それも民間も含めてですね。特に、民間の関係では今大変準備がされているというふうに聞いております。そういう点ではやはり情報漏えいや流出がやはり起こっていくという可能性が大変大きいというふうに思います。しかも、この記事の中では国として、いわゆるこれを対策していく上での安全基準というものが明示していないということが言われております。国自身もここまでレベルをやれば対策すれば安全だというふうにまでは言いにくいっていうふうに言ってるんですよ。ということは、どこまでいったら安全なのかっていうことが全く不透明になってしまっているというね、というのが今のマイナンバー制度、もう10月から通知カードも送られてくるっていうところでのトータスだというふうに思うんですよ。こんな状態でいわゆる国の言うままに粛々と準備を進めていって、住民の個人情報を守っていくことができるのかと、それに町として責任を負えるのかということだと私は思うんですけどね。その辺、町長はいかがなんですか。こんだけの国も十分準備してない、いわゆる穴だらけですわ、はっきり言ったら。年金情報の流出問題でもまだ何も、何がどうやったかっていうことは、まだはっきりしてないですよ。そういうもとの、こういったことをどんどん進めていくっていう中で、町としてそういうことをこれか

らとにかく国がやるからいうことでやっていくいうことで、それで住民の個人情報を守っていけると、完全に。それは町長として責任持てるんですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員のご質問でございますが、私もその新聞の記事は読ませてもらっているんですが、現在のところ、国も各自治体にアンケート調査というんですか、非常にこうとっている。そして、小さい自治体であれば、この分離すらしていないというところがたくさんあるわけでありまして。そういったこと自体の記事、私も正直なところ、この新聞記事、今にこの内容かという感じは実は正直なところ、しておりますが、しかし、先ほど総務課長が答弁ありましたように、本格稼働というのは29年度から始まる、29年に始まるわけなんですけど、その間、こういった今の新聞記事等、政府のほうも十分承知、遅まきながらしろ、十分承知して、今後の対策を練っていかれるだろうと、期待というんですか、そういうことを実は考えているんですが、大きい国の法のもとでやっておかれる中で、今より和東町やって、町長、それで責任持ってやっていけるのかと、こういう非常に厳しいご質問でございますが、法のもとで進んでいくと、こういうことでありますから、国自身も責任を持って進められるものというふうに思っております。

当然、今の話もいろいろの開発というのは、これは今、岡本議員も言われますように、天がありませんので、サーバー攻撃というのは、非常にどこまで行けば完璧かというのがないというのが今日のいろんな新聞紙上、国際関係を見てもわかるわけなんですけど、非常に世界も狭くなってきている中で、これからの対策は、これは和東町だけやなしに、国挙げて、世界挙げての課題だろうと。今日、中国とアメリカもトップ会談されるわけなんですけど、まさにそういった流れの中でやられるというのは、非常

に私は大きな問題であろうというふうに認識いたしております。

そういう中で、日本の法律も踏まえて進まれると、こういうことですから、非常に岡本議員と、感覚的には非常によく私も理解できて心配なところがあるわけなんです、国の法律まで触られてやるということですから、それなりの腰を据えて、国も進めていかれるものと、こういうふうに理解しているところでありますので、私の答弁はこれ以上、何かどう申し上げて、感想すら、立場上どうかという問題は言いませんが、現実はそのようであろうというふうに思っております。今後、29年度からのスタートでありますので、十分、その辺に関心を持って私も見守っていかなきゃならんなど、このように思っておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは13ページですね。農林業費の中で緑の公共事業補助金ということで、その中の全部が猿の野生鳥獣の委託という形になっております。和束町では、きのうも原山のほうで何というか、50、100ぐらいの猿の襲来を受けまして、非常に住民の方も困った、困ったということで手の打ちようがないというようなことで、皆さん、ただぼやくんやなしに、いろんな対応をされたわけなんですけれども、この中で個体数の業務委託料ということで、1,071万2,000円、そして有害鳥獣関係事業補助金で324万円、それから狩猟免許の取得助成金で120万と、それぞれ、これ有害鳥獣関係のほうで全て予算がとられてわけ、委託されてるわけなんですけれども、これについて具体的に説明をしていただきたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今回、ちょっと補正に上げさせていただきました野生の鳥獣害の個体調整ということで、先般、一般質問のほうでもお答えさせていただいたんですけども、今回個体調整ということで、おりによる調整を行いたいということで、これの委託につきましては専門業者のほうにお願いするというものでございます。

それと、有害鳥獣関係の補助金ですけども、これにつきましては柵ですけども、電柵、いろいろ柵あるんですけども、今回、要望等精査しました結果、約延長にしましては1,400メートルの柵、金額では324万ですけども、計上させていただきました。

それと、緑の公共事業の補助金ですけども、これにつきましては猟友の免許の取得の助成ということで、有害鳥獣の和束支部でございますけども、活動していただいているんですけども、その中でも支部の高齢化もあるし、また、対策に対してやっぱり支部のほうに入っていただいて、活動していただけるということで、銃の所持の補助とか、それに登録の経費ということを今回計上させていただいたものでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今説明いただきまして、個体数については専門の機関に依頼して個体、推移を確認するということなんでしょうけれど、確認した後ですね、どのような対応をとっていくのかが大事なことなんですけれど、その対応の仕方について町のほうはどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えいたします。

以前お話ししましたA群、B群、特にB群につきましては280頭の群れをなしと

るということでございます。これを放置してますと、また、群れが分裂して、また新たな群れができるということで、現在280頭の中で一定の調査し、また、先ほど言いましたように個体調整ということで、適正な頭数に調整をしていくというものでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

まあまあ、適正な個体という形で曖昧っていいですか、答弁いただいたわけなんですけども、じゃあ一体和束町で適正な数というのは何頭までが許される範囲なんでしょうか。そしてまた、1年間でオーバーしてたものについては全て殺りくとか捕獲とか、そういうような形で対応していいものなんでしょうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

あくまでも今回猿ですけども、これにつきましてはやっぱり保護動物ということで、町独自でこれだけやるというわけにはなかなかいかないものでございます。あくまでも京都府と協議して、一定の調整の個体ですけども、そこら辺のほうを府と協議行いもって一定の調整と。数につきましては、ちょっとなかなか今何頭にすればいいというのはちょっとわかりませんねんけども、そこら辺は京都府と調整、今後していきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

私の個人感情といたしましては、明らかにこの和東町の中での個体数というのは人間より数が多いのかなっていうぐらいな感覚で受けとめておりまして、被害総額も結構あると自覚、認識をしているところでございます。

やはり、この前も小西議員のほうからいろんな提案がございましたけれども、捕獲ということについて、また、追っ払いについて、やはり具体的に今後進めていかなきゃならない問題であろうと思います。それについては住民サービスの一環として議会のほうもまた執行し、茶のほうも一つ一体になって頑張っていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、電柵の補助として先ほど有害鳥獣関係の補助金という形でご答弁いただきました。この前、写真で、ある方の写真見せていただいたんですけども、それは電柵が上に通っておって、下は金網でブロックされている手法で、一番優等生と言われるその電柵関係の妨害の金網なんですけども、これが下のほうの土手のほうから太いパイプで、これをねじ上げて、田のほうに進出されて被害を受けたというふうなことでございましたけれども、これについてそのお方1件のみならず数件、私のほうに報告をいただいております。やはり、こういう形で被害を受けられた方についてはこれで大丈夫だと、補助金は府からもお墨つきのもので町も補助金いただいて、全体集団でつけたものだから、これで大丈夫だという安心し切った中での被害だったので、非常にショックを受けておられるわけなんですけども、この対策について府のほうと何か協議等をしていただきましたでしょうか。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先般ですけども、府のほうから連絡ありまして、金網ですけども、そこについては電柵じゃなしに、イノシシの被害ということで、その柵をイノシシがこじあけて水田に

入ったということで、府のほうからも連絡がありまして、近々、京都府のほうからもその見に来ると、被害をどういう形になってるかということで調査に来ていただくということになっております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

なるべく僕も、なるべくというよりも絶対ですね、やはり入っていただけないように、強度を強めていただくような形で対応していただきたいなど、このように思っております。

それから次に、これも茶業振興費の関係なんですけれど、宇治茶生産景観継承支援事業補助金1,085万円、これについてちょっとご説明いただきたい。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今回、宇治茶生産景観いう事業でございますが、これにつきましては宇治茶を世界遺産に、取り組みに向けてということで、今回3カ年ですけれども、被覆棚の補助事業でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

宇治茶について世界遺産に、力強く発信をしていくと。非常に結構なことだと思うんですけど、その中でやはり和東茶というものについてもやはり目を向けて我々いかなきゃならないなというふうに考えておきまして、宇治茶っていうのは世界に認められたブランドであるわけなんですけれど、和東茶についてのブランドという育成です

ね、これについて商標登録とるとか、そういった考え方、方向性、和東茶というものに取り組む姿勢ですね、これについてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

和東茶につきましては、いろいろ各イベント、また、そういうところでできるだけこの和東茶をPRしていくということで、そういうあるごとにそういうイベントにつきましては参加してるという状況でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

これについて商標登録をとっていくというふうなことまではお考えになってないですか。

○議長（畑 武志君）

はい、町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

この法律でできた法律なんですけど、これについての申請の主体になれるのは、農家もしくは農協とかの団体もしくは組合、いろんな農業に関係する組合法人とか、団体が申請する主体になっております。これは景観も同じことなんですけど、そういう意味で和東町が申請してということにはなかなかそういうことにはなっていないのが1点です。

それと、もう一つは先ほど和東茶を守るということで、棚田の内容をちょっと申し

上げたところなんですが、これはご案内のとおり、和東町が今日本遺産もそうなんですけども、京都府の景観条例もそうなんです、これが今のような文化財と大きく違うのはなりわいの景観だと。和東町のお茶と和東茶としていつまでも存続し得るように、農家が頑張れるように、そうした景観であるわけなので、まずは農家が元気がなければこの景観は保てないと。だから、なりわいであると。なりわいに対していかに補助していこうかと。だから、たまたま今までの補助金があったと思いますが、今回、こういう景観に結びつけて、積極的な補助金の細かくしてもらおうというのが、我々、府、国に申し上げてきている中で、これ新しくできたというより、名前が変わったみたいな感じになってきよるんですけども、今後、きめ細かな、農家がいつまでもなりわいを守ってもらうために。

それと、もう一つは和東町のような農業は、景観、山なりですから、機械化ができません。だから、いつまでも高齢者の方がやっぱり元気で農業できるような基盤整備と、こういうことも今後やっていかなきゃならん。農道も一つのそうであろうと思います。これが一つは和東茶のやはりブランドを高めていくためにも大事だと思っております。

ただ、先ほど農協とかやっていたこうということなんですが、農協等は先ほど宇治茶ブランドのほう为中心になって動いておられますので、なかなかそういうことは難しいのかなというふうに私はとっておりますが、しかし、ほかにも農協だけやなしに、農家団体いうのがあるわけでありますので、そういったところでこういったブランドを積極的に捉えるということは、私はこれから大事であろうというふうに思っております。

特に、宇治茶ギャップとかそういうことを積極的に取り組んでおります。それと今は産地表示というのも、消費者庁ではっきり言われてきている時代の流れにありますので、こういうブレンド茶っていうのはなかなか厳しくなっていくと思います。そうなりますと、産地表示の和東茶というのは、これからアピールするのに非常に重要なこ

とであろうというふうに思っておりますので、今後の国の動き、そういった法律の趣旨も見定めながら、和束町のなりわい景観を維持し、農業、和束茶、茶業が基幹産業となっているまちづくりの推進に向けて頑張っていく、こういうことであろうというふうに思っております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、ご説明いただいたとおりだと思うんですけども、この中でやっぱり産地表示ということが言われておられます。産地表示するとき、やっぱり和束町が産地なら和束町和束茶という形の産地表示がされるわけなんですけども、それが宇治茶の中の和束茶であるのかということがですね、やはりブランドが確立していないと思われるので、全国的に知名度がないということが、僕は非常に残念であると、このように思っている。だから、いち早く和束町というものの和束茶というものを世界とは言わず、せめて京都府あるいは近畿圏、そして日本という形のほうにやっぱり進めて、そのブランド名をやっぱり広く進めていくことがやはり行政にとって、また、組合、農協等一体となってこれから進んでいっていただきたい、このように思っております。

今、この宇治茶生産という形でありますので、やはり町長が今までおっしゃっている広域的な捉まえ方からいくと、やはり和束町のお茶、宇治田原町のお茶、各生産地のお茶というものを一体化した中でのこの宇治茶っていう捉まえ方がする、できるだろうと思うんですけども、この生産の宇治茶生産地というものはどこからどこまで含まれていると解釈していいんですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

現状、表示の問題でご説明申し上げたいと思います。

これは、商標的に捉える商品名と、商品名ですね、それと産地を表示する産地表示と、この二つがあります。お茶の全国的なところでいいましたら産地表示、八女茶とか静岡やったら、いろんな白川とか、いろんなあれがありますね、ああいう産地表示をされております。

ところが、京都府は非常に全国の3%しか産地はない、生産量はないわけなんです。問屋さんが非常に多いわけです、宇治茶のね。だから、宇治茶の問屋さんが、いわゆるつくるお茶、これは言われておる定義は宇治茶の問屋さんが京都で京都のお茶を半分占めて、そして近畿の土山、近江ですね、大和ですね、三重ですね、そういったお茶が50、まぜたお茶を宇治茶といいましょというのか商品登録に。しかし、宇治地方でとれたんは現況の宇治茶なんです。ここ、ややこしいのがこの京都だけなんです。流れからいうたら、問屋数が多いもんですから、農協は買うてほしいということですから、そんな和東町だけいうねやったら買わへんでって言われたら、農家はびびっておられますので、そういう言われる中で、非常に口も大きく開かれない、こういう状態にあるわけなんです。

ところが、和東町はやはり冠として宇治茶は掲げておりまして、京都産100%の宇治茶、これは和東茶しかないのちゃうか。宇治田原茶とか、南山城でとれるお茶、これ、京都産100%の宇治茶なんですよ。ここんところを、先ほど課長が言うてますように、イベントを打つ。きのうもきのう22、23日、東京で町一、村一ということで、出店してくれているんです。和東町からも出てくれておりますし、そうやっていろんな民間の方がもう協力いただいております。そういう中では和東茶をアピールしております。もう和東茶がとっておる行動、町内でとられてる多くの方も、和東茶をアピールして、出店もいろいろやっております。

そういう中で、最近ご案内のとおり、テレビ等では和東町はお茶のまち、和東茶というのは知名度も出てきているんじゃないかなと、このように思っております。今後はそういった地味な動きがやっていかないと、生産量が非常に低いわけでありま

すので、しかし、産地というのは守っていかなくちゃならない。なりわい資産と景観、日本遺産のあの和東町のお茶が和東茶だと、こういうことで広めていくと。最近問屋さんでは和東茶ありませんかと。和東茶は宇治茶の100%やから、ブレンドしてませんので、和東茶ありませんかと、こういう問い合わせが来ると。だから、有名な第1の大手の企業も、今市場にも売っていただいている店で和東茶が売られております。東京の中でもそういう和東茶という名のもって売っていただいている。最近、そういう店舗がふえてきております。なかなか今はそういう方向で和東茶は知れて、知られ、日ごとに知られてきていると。これは町だけ頑張るんやなしに、やっぱり農協、農家の皆さん方が頑張る問題やと思います。むしろ、そういうことで、今後の方向を私は行政として農協なり農家が頑張っていられるところを和東町は支えていくと、こういうことであろうというふうに思っておりますので、非常にこれ、和東町だけ和東茶を名のりますよという問題でもないわけでありまして、そういう複雑な問題を抱えて、今、今日にあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

京都府だけの独特の考え方いうんですかね、ご説明いただきましたように。できたら、もっとシンプルな形で産地表示なり、あるいはまた生産表示、どちらか統一するなり、そういう方向で進んでいければいいかなと思っておりますので、今後とも組合とかそういうような団体さんにアピールしていただいて、なるべく全国の方が、この表示見たら和東のお茶なんだな、宇治茶のお茶なんだなというふうな形でシンプルにわかるような表示の仕方というものを、また皆さんの知恵出して考えていただきたいと思いますなとこのように思っております。

それから、最後にもう一点お伺いしたいんですけれど、簡易水道のほうで、施設水で1,130万上げていただいております。これについては私、原山の福司の長尾線

の端の水道管の布設の工事であろうかなというふうに理解を、推測をしてるわけなんですけれども、それで間違いはないですか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

ありがとうございます。それで、これについては何年か前の水害で非常に1件、浸水等で非常に被害を受けたわけなんですけれども、水道のタンクを原山の養治のところにつけたときに、橋が落ちるおそれがあるので、土管を橋の真ん中に入れて、桁と土管の間を強度を保つのにコンクリート入れてしまったというふうな形で、非常に橋らしくない橋に今なっておるわけなんですけれども、これについて、前の橋よりはこれ、幅が広くなってるんですけれどね、今回、橋のかけかえ等々でお世話になるに従って、その幅というものは今現在の幅で維持していただけるんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

一般会計のほうで250万、14ページの工事請負費で町道維持修繕工事250万につきまして、道路の今の現状の幅を確保していきたいという工事をさせていただきます。

また、水道のほうにつきましては、水道工事でございますので、建設事業の係が違

いますので、担当部署が違いますので、水道補償ということで、水道管の関係を触らせていただくということでございますので、現状の幅でということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

どうもありがとうございました。終わります。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

岡田泰正議員が質問されましたが、緑の公共事業の補助金の狩猟免許の取得の補助金ということですか、これちょっともう少し、助成金ですか、詳しく説明願えますか。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

和東町猟銃の許可の免許のとられる方につきましては、当然、この要綱につきましては相楽の猟友会和東支部に入っただけという方に対して助成をしていくものでございます。猟銃を購入されたときとか、先ほど言いましたように、登録等の経費につきましては一定助成をしていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

ということは新しい方が狩猟免許っていうより、銃を取得されるときに補助金を出そうということですね。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

基本的に新たに支部に入会していただける方ということで、その中で猟銃とか、6歳未満であって、なおかつ新たに支部に入会し、5年以上の継続していただいた和東町の有害鳥獣の保護員として領分を遂行できる方ということでございます。新たな方ということでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

最初はそれでも猟友会に入るということを言っておいて、猟友会に入られない、そのときの条件というのは、ちゃんともう最初からもうつけてあるんですか。っていうことは、目的はクレー機射撃を目的とする人もいれば、狩猟を目的とする人がいるんですよね。どちらかはっきりしない前に、それでもう鉄砲とるって、申請するから、それでいったら補助金あげましょと、あげましょ言ったら悪いわ、渡しましょと、やはり入っていただくには猟友会に入っていたかかないとだめですっていう、そういうような全部そういうような何か決まりごととか、全部あるんでしょうね。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

補助金の交付要綱いう形で猟友会に加入していただける方ということで、先ほど小西議員が話ありましたように、それ以外の目的での購入される方については今回は対象にならないと。あくまでも猟友会で活動業務を遂行していただける方という一つの

規制がございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

最初とられたとしますね。そして、射撃のほうもされる、そして、猟友会に入って狩猟免許のほうの許可もとられる、京都府の、他府県の。それも有害の駆除に従事するには3年の狩猟の経験がなければならないということにうちのほうでは、支部のほうもしてるんですよ。だから、3年継続して、そしてやっついていかないとだめ。その間に補助金渡しとく、そしたら、もうやっぱり狩猟やめて有害駆除に出てこい、で私勤めてる、そしてそれを任務遂行できない、そしたらもうやめようかなと思う、そういうようなことあるから、やはり3年間は継続して、狩猟免許とって、そして、やれるやれへんかで見定めてから渡すっていう方法にしたほうがええんかなと思いますよ。やはり、その辺、一定、ただ渡したわ、ああ、そやさかいにこれ入ってくれるわ、ああやってもらえるわっていうてやってもなかなかできないですからね。そして、猿、イノシシ、鹿、日曜日、祭日、土曜日出てくるだけと違いますからね。普通の月曜日から金曜日からも出てくるんですからね。非常にその扱いというのは難しいと思うんですけど、もう少し練って、どうするかっていうことを深く考えて、そのばらまきみたいなことをやって、そして鉄砲の持ってる人を狩猟のやる人をふやそうというその努力はよくわかるんですけど、ちょっと私みたいに長いことやっとなる人間はちょっと頭くっつとひねりますけどね。その辺はどうなんですかね。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

申請に当たってはその方から確約書という形のをいただくことになっておりま

す。今、小西議員がお話あったような、そういう形のものにつきましては確約書の中で金額については返還しますという、一つの確約書のもとに本人さんの意思確認というものをに入れていただくという予定になっております。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

私は、こういうなんもお金で面はたいて渡すから、有害駆除をやってくださいっていうやり方っていうのは、京都府もそうですけれど、今までやってきた施策が間違ってるんですよ、国でも。それをお金で面はたいて、おまえらやってくれや、出てくれというやり方を京都府でもやるんですよ。私はそれには反発するんですけどね。それでも、しゃあないから、私、長やってますから、みんなできるだけ協力してやってくれということをするんですけど、非常に猟友のやってる者を低く見てるような感じがするね。上から目線で、何か、金さえ、あいつら渡しといたらええねん、まあ見ててみいよ、すぐ食いついてきよるわっていうような感じなんですよ。そうだから、ううんっていうようなうなり、考え方するんですけどね。そんな辺、もう少しよく考えて、そして、若い人をとってくれても、そんなに従事していただけるかっていうクエスチョンマークつくんですけどね。多分、余り出てこられないでしょう。そういうような人に、その最低でも30万、40万するでしょ。そのうちの何十万補助されるんか知りませんが、やはりこれをやるんだっていう意欲を持って、そして鉄砲に関して安全・安心とか、いろんなことをもっと考えて、そして、自分で30万、40万、60万するものを取得してやるんだという気力、いきがまえがなかったら、私はだめだと思うんですけどね。物を与えてまでこんな鉄砲をやらすようなこととは違うと思うんですよ。銃にはそれは上は何百万もする鉄砲もありますわ。私の知り合いで、もう800万ぐらいのする鉄砲持っておられました、和東でも。下は10万代、20万代でもありますわ。私もやはり一番最初、父親に買ってもらったのは80万ですか。

三十五、六年前。そうだから、そのような安易な物を与えるから、お金与えるからそれでやってくださいというのは、果たしてええかっていうことは、私、疑問ですね。まあ、やられたらいいんですけれど、そういう人たちは、そういう人は必ず長続きしませんわね、と思いますよ、うちの猟友会の関係では出てくれっていったら、強制的に私言うたら、出てきてくれますけどね。それでも、何回も3回もここでもよく言ってますけれど、皆さん、仕事持っておられますからね。そして、先ほども言いましたように、土・日、祭日に、猿、イノシシ、鹿、出てくるんじゃないんですからね。実際に動けるのは、今、仕事を退職されて、今、3人ほど新たにまた、いつでも出てくれるような人もいらっしゃいますけれども。そうだから、ううん、ってちょっと頭ひねりますね。それより柵のほうにこのお金、電柵のほうとかいろんなほうに回されたほうが、私は効果出ると思いますけどね。それだけです。もうこんな難しい質問というより、答えにくいと思うわ、そんな答えなくてもええけれど、やはりやってるもんがこういう言うてんねんから、間違いないと思いますわ。私やってなくてこんなこと言うたら、あいつなんやと思われるけど、私やってるんですから。やってる者があれっと思うようなこと感じですから。まあ、そういうような感じですよ、はい。あの、あれは要らないですよ。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま小西議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

日ごろは、今もご質問にありましたように、非常に猟友会っていうんですか、そういう和東にもそういう組織を持っておられる、その方たちに、追い払いをしていただいております、非常に仕事を持ちながらご苦労いただいております、これが今日までであります。

こういう中で、非常に最近ではお聞きしておりますと、高齢化にもなってきてると、非常にご苦勞いただいておりますと、こういうことがあるわけでありまして、何とかこういったご苦勞に、そういつて環境からして、非常に今もちょっと免許に関しての日数だとか、また、いろんな面において銃についても非常に困難がある中で、非常に若い人から敬遠されがちにあるというふうに聞きました。

こういうことでありますので、今日、猟友会の皆さんにご苦勞をかけているわけですが、これは何とかしなきゃならないという一方では、和東町の住民は、非常にこう先ほどの柵のとか、お話出ておりましたが、そういったもんでも、猿のほうは次から次へと知恵を出しまして、それを越えていく、こういうことで、お互いに競争しているような状況にありまして、先ほどもご質問もありましたように、これで完璧だというのは、これもなかなかないわけでありまして、非常に住民の人も困っておられるわけです。基本的には役場が何とかしよると、これでは解決しませんが、住民も役場も全てが協働してこの難局をいうんですか、大変な状態を乗り越えていく、これを何とか和東町は応援いうんですか、何か發揮できないだろうか、こういう中で、今回頭数の調整、一つは頭数調整、この頭数調整というのはご存じのように保護法というのは法律がありまして、保護法の定義に基づいて言うてることでもありますので、そう深く言われると、したらあかんといふところまで頭数調整のもとにやりますので、これは行政を信頼して、目的は何でこんなもんするかといったら、何も被害なければ頭数調整をしに行かなくてもいいんですが、一千何ぼやかけて民間にやるっていうのは一つの方法です。それと枠をどうして拡大していこうかと。枠そのものにも何とかいろんな住民の方にお答えできる予算を今回補正する。そうして、いまもう一つは猟友会の皆さんが非常にご苦勞いただいております中で、これは上から目線じゃなしに、本当に若い人にもちょっとお手伝いできる、そのためにも何とかできないだろうか。ただ、趣味でやっていただくものには補助金を出しません。そういつて有害駆除にご苦勞いただける人は、何とか行政としてお手伝い、ちょっとでもお支えできないだろう

かと、こういうことで今つくらせていただきました。これ、条例、規則等については議会では議決してはもうてませんが、先ほど、小西議員が申されてる趣旨というのは重々、私たちも理解させていただきました。そういう意に基づいて、そういう趣旨にお応えできるような要綱、規則等というものを運用していくというのも、私は大事だと思っておりますので、今のご意見をいただけたことを契機に、今度の要綱、規則の運用面において、重々その辺を反映させればなというふうに思っております。今後とも非常にご苦勞をかけている中で、本当にこれで完璧かという制度がありません。気持ちしかありません。それは何とかお願いしたいなという住民の願いでもありますので、それに応える今回の予算補正でございます。どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは幾つかちょっとお聞きしたいんですけども、その前に、先ほど町長のほうから、マイナンバー制度についての所見といいますか、伺ったんですけども、基本的にやはり現時点で言えば、町としても責任を負えないということだと思えますよ。でね、私、二つだけちょっと言っておきたいんですけど、一つはやはり個人情報のいわゆる流出とか漏えいっていう意味でのそれを、例えばそれを取得したいっていう意味での値打ちですよね。というものが上がるとやっぱりそういうさまざまな個人情報がいわゆる結びつけられてるっていう、ここにやっぱり一番の値打ちが上がってくるわけですよ。ですから、本来はそれを防いでいくというのが対策だと思うんですけども、国は今逆の方向行ってますよね。この前の国会でマイナンバー制度法が改正されて、まだやる前から改正されて、要はこういう銀行口座とかそういったものも加えるっていうふうになりましたよね。ある意味、そういうひもつきにする情報をふやしたわけですよ。ある意味、そういう意味では本当に対策から逆行してると思うんで

すよね。

もう一点は、先ほど町長は中国とアメリカが今云々という話で、何かこのマイナンバー制度を整備するのが世界の流れみたいな話されたけど、これは全く逆なんです。今、各国でやってるものっていうのはもうほとんど今問題がいっぱいあって、もうやめてるところもあるんですよね。だから、そういう意味では世界にも逆行する制度を無理やりやろうとしてるのが国の今の方向ですから、やはりこういったことに単にちゃんとやってくれるだろうみたいな感じについていくんじゃなくて、やっぱり責任を負えないだったら、ちゃんとやっぱりこういったことはやめていただきたいということをちゃんと言うのが町長さんの責任だと思いますので、そこはぜひ危機感持ってやっていただきたいというふうに思うんです。

それで、あと観光費に関係してなんですけども、いわゆる委員会でも視察というか、現場見させていただきましたけども、磨崖仏のそれを見たいとか、そこを散策するというコースを今整備をしていただいていると。一部、今整備されて、柵もつけられてましたわね。これもちょっと課長にはちょっとこういうふうに話させてもらいましたけども、これからやはりそういったことに、散策に来られたりとかいう方を見込んでおられると思うんですけども、以前にもこれは整備する前からお話がありましたが、例えばそういう、普通和束に来られる方とか車で来られますよね。そういった方がやはり例えば立ち寄ったときに、じゃあ、どういうふうにあそこに行くのかと、駐車場どうするのかということは、当初から話があったんですけども、その辺についてはどういう今後方向性があるんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

駐車場の件につきましては、現時点におきましては磨崖仏周辺にちょっと近隣に置ける場所がないという状況もございまして、現時点では和束茶カフェ、グリーンティ

一のところの駐車場に置いていただいて、そこから歩いて散策していただく、あるいは自転車で回っていただくという形でマップ等を整備させていただいておりますので、その形で回っていただくように、お電話等ご質問がありましても、ご案内をさせていただいておるといふ状況でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

あそこの長井の橋を渡ったあたりとかに、昔何かその辺を何かどうこうするみたいな話もありましたけども、ただ、現実的に考えますと、大変狭い集落でもあり、あんまりそんな土地があるわけでもないの、余り車をとめるところをつくっても、地元の方に大変迷惑になるかもしれないし、交通事故等のリスクも高まりますから、今言ったような、どこかに拠点を置いて、そこから行っていただくっていうことが一番いいのかなっていう思いはあるんですけども、ただやはり、そういう本当に観光目的で和東茶カフェを通して行かれる方はそれでいいと思うんですけども、ただ、ああいうふうに整備しますと、やっぱり府道沿いにありますから、あれ何やろっていう感じで来られる方もおられますよね。ちょっと見に行こうかなっていう感じで行かれる方もふえてくるんじゃないかと思うんですね、ああいうふうにして整備すると。その後、やはりそこら辺についてもやはりちゃんと啓発というか、広報も、ここはやっぱりこういうことでやってくださいとかいうことも含めてやっていかないと、ちょっといろいろ地元の方も含めて、ご迷惑もかかるんじゃないかというふうに思いますので、その辺についてのいわゆる立ち寄りのこの部分での対応っていうのはどういうふうにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

今言っていただいていますように、観光の関係で来られる方の自家用車の問題ということで、現在、原山等々でもそういった課題もちょっと生じておりますので、車に関係者以外、車両が通りにくいというような場所ですとか、ちょっと看板、案内等ですね、ちょっと置き方について、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆるああいったところ、案内されるガイドの方とかっていうのもずっとご苦労いただいていると思うんですけども、そういった方のご意見も聞いていただいて、どういうふうになればスムーズに案内していただけるかも含めて、ちょっとせっかくつくったものですから、そういったトラブルがないようにぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それと、町道の維持修繕工事の関係なんですけども、町道の維持修理ですね、関係ちょっとお聞きしたいんですけども、数年前に通学路の関係でいろいろと事故等もありまして、安全対策という意味でのいろんな一定の取り組みをしていただいたときもあったんですけど、通学路のところにもいろいろペインティングも含めてやっていただいたりとか、今府道の関係では柚田のほうでこの間やっていただいたところにも一定そういうことを施していただいたこともありますけども、そういった部分での対策というのは、そのときだけじゃなくて、やっぱりずっとPTAも含めて要望もありますから、続いてくるとは思うんですけども、その辺、今年度につきましてはどういう、その対応についてはされる予定があるのか、その辺どうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、おっしゃったように、やはり学校の関係ですね、地域委員さんのほうから学校を通じて、連合のPTAのほうからいろいろと要望が上がってきております。また、そのあたりにつきましても鋭意、維持管理の中で安全対策図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこはそういった具体的な声に対応いただいてやっていただく必要あると思うんですけども、3カ所でちょっと気になってるところをちょっと思うんですけども、一つは毎日小学生などが通っている道で言えば、いわゆる門前のほうから中村の前の府道といいますか、バイパスができる前の一番の道ですけど、そこを通過して府道に出るといって平田のほうに出ていくというそういった道がありますけども、そこも以前は中心的な道でしたから、一定舗装であるとか、線も引いていただいたとは思いますが、今はもうほとんどそういうところがなく、消えていって、十分やはり安全確保できないという状況があります。そこはやはりふだんの歩道、ふだんの町道を維持していくという点で、ぜひ一つそこは配慮いただきたいなというふうに思うのが一つと、それからあと、柚田については府道がこの間整備されたところについては一定のそういった対応をされましたけども、いわゆるそれからさらに南方面ですよね、特に。柚田の公民館から南村のほうに戻っていく方向ですね、なんかについては正方寺さんのあたりからもそうですけども、今も小さいお子さんが毎日そこを登校として出ておりますけども、そこもやはりかなり工事の関係で大型車両が大変多い道なんですけども、やっぱりそういった部分での区画いうのもありませんし、これは京都府ということもあると思うんですけども、そこはぜひちょっとまた見ていただいて、配慮いただきたいというのが二つ目です。

もう一つは、最後にもう一つはこれは西和東の関係ですけども、旧西和東小学校か

ら白栖口のバス停におりてくる道ですよね、学校橋のほうにおりてくる道があると思  
うんですけども、大変ちょっと暗い道でもありますし、細い道でもあるんですけども、  
その辺について、今高校生も含めて、歩いてそこをバスに乗って行くっていうことも  
含めて行き来しておられるということも聞く中で、大変安全面でもちょっと危ないん  
じゃないかということを含めて声を聞いております。要は、以前バイパス工事の関係  
でそれがとまってる関係でちょっとずっと置いてある部分もあるとは思うんですけど  
も、いわゆる壁の面での崩落が起きないような形でのそういうのもかなり以前からは  
かなり昔にされたままになっているという面もありますので、その点についてのちょ  
っと声も聞いておりますので、そこへの今後の対応策って考えておられるかどうか、  
ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

先ほどご指摘いただきました3点、確認させていただいた中で、また鋭意努力させ  
ていただきたいと思えます。歩道の関係もありますし、本町の中村の道路ですね、っ  
ていう関係もございます。また、白栖のおり口につきましては草刈り等はうちのほう  
もやらさせていただいてるんですけど、今後、そのあたり確認しながら、維持管理の  
ほう、やっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時32分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き質疑を開きます。

これより質疑を続けます。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

13ページの商工費の件についてお伺いしたいんですけど、その中で観光費として4,421万3,000円が上がってるんですけども、茶源郷のイグニッションセンターをつくるということの予算みたいなんですけど、結構金額が大きいなんで、どういうイメージのものを想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

今回、予算につきましては財源当てが変更ということで補正予算計上させていただいております。今回、観光案内所ということで当初予算つけていただいております。そちらのほうにつきましては地域の交流を生み出すといったような機能を持つてるものですか、基本的には観光案内機能を持ったものという形で整備してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

趣旨はわかるんですよ。その建てもんが金額が結構大きいんで、どういようなもののイメージ、そして、そこに駐在員というものを置かれるのかとか、将来像についての説明をお願いしたいと思ってるんですが。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

今回、整備につきましては、先日一般質問でもお答えをさせていただきましたが、観光農振協議会等、関係機関と協議しながら、どういった形で人を入れて、どうい

形で案内していくのがいいのかということについてはちょっと協議しながら考えていきたいというようなことで考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

そうすると、この金額の根拠というのは、今のところ全然上がってないということですか、そうすると。要するに、こういうことをやりたいということの中での金額設定だと私は思うんですけどね、その中ではやっぱりインフォメーションっていう形でやっぱり観光案内所、そういったものが私は必要不可欠なものであろうと、このようには考えております。しかしながら、この予算案を補正されるというならば、これに対してどういうイメージを抱いて、どのような形で運営していったら、やはりそれを今後検討していくんじゃないかと、検討された中でのこの金額設定だと私は考えますので、その辺の、私たちがイメージできる膨らませ方ですね、その説明をお願いしたいと思ってるんですけど。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今、岡田議員さんの13ページの予算の見方なんですけれども、3,100万、全体的に上がっていることの予算が大きいのでというご質問だと私は感じてるんですけども、これは当初からの全体的な観光費の予算でありまして、現在、やっておりますのは、当初で設計の委託関係の予算を計上させていただいて、その一部財源当てを今回変更させていただくということで、これからどういうもんをつくっていくのか、それでどういう、今岡田議員言われたように、どういう中身にしていくのか、それを今後、今から検討していくということで、この3,000万については全体的な予算い

うことをご理解をお願いします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

いやいや、わかるんですよ、予算の金額が、数字が出てることはそこそこのやっぱ理事者の方のイメージあるじゃないんですか、それは。その辺をはっきりおっしゃっていただいてね、ちょっとやっぱりわかりにくい。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

この予算、13ページ見ていただきましたらわかりますように、今まで、この観光案内所という委託料で財源151万2,000円見ておったのが、いわゆる茶源郷インフォメーションに当てるという152万円で、何も3,000万とか、建物が大きいというのは、建物の予算を計上、先ほど副町長の計上していない。ただ、今回はこの百何万をちょっとう変えただけのことであって、何ら3,000万っていうのはこれは観光費全部のことであって、今質問いただいているのは3,000万かけるのやさかいにどんな設計すんねんと、そんな設計費何も見て、設計図がこれから考えるで、予算計上はしてないわけであって、どっか勘違いされてるのちゃうかなということ、今、副町長は申し上げておるんです。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、わかりました。済みません。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

先ほど午前中最後にお問い合わせした件については、ぜひまた現場も確認していただき、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、簡易水道の関係ですけれども、これには今直接はあれなんですけど、いわゆる決算の意見書の中にも見られておりましたけれども、西部の関係の水道といいますか、関係で老朽化も含めて漏水等が頻繁に起こっているということなどもあります。それは対応をぜひお願いしたいというような話も載ってたと思うんですけども、実際に住民の方からもそういった漏水等のことが起こっているということも聞いておりますが、その辺の今後の対応についてはどういようようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、統合簡水の関係で木屋のほうに今工事は入っておりますけれども、行く行くまた財源を見ながら、予算を見ながら、そのあたりも手をつけていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

いわゆるそういった漏水との関係では住民生活にとってどのような影響が出てるといふふうにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

監査委員さんのお言葉をいただいた、たまたまその当時の区長さんでありまして、そのあたりも含みながらのご意見がちょっとありました。そのあたり、日常管理の中についてはそんなに頻繁にそういった事故が、漏水が起こっておるというところではございませんけれども、やはりそのあたり適正に管理していくということの中でご意見いただいたと思いますので、今後はそのあたりも気をつけて管理していきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もちろん、たまたま当時のそういった区を見ておられた方が監査委員をされてたということが一つの理由だったと思いますけども、ただそれだけ気になされたことだというふうに思うんですね。やはりライフラインにかかわることですので、その辺、迅速に今後、また対応をいただきたいというふうに思います。

それと、今回保育所の関係で修繕費が上がっておりますけども、その点について説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、保育園の修繕費の関係でございますが、2点ございます。

1点目は先般の決算委員会でも答弁させていただきましたが、園児を含めたトイレの洋式化ということで、保育園で計画的に進めておるということを説明させていただきました。当初につきましては次年度で三歳児の使用する和式トイレの一部を様式に変更する予定で考えておりましたが、現在の入園児等の状況も考慮したもので、1カ所、三歳児用の和式トイレを洋式トイレに改修、修繕させていただきたいということ

でございます。

もう一点につきましては、和東保育園では平成17年度まで保育室につきましては灯油を利用した床暖房方式にしておりました。その設備そのものの老朽化により、機能しなくなったので、平成18年度に集中管理方式のファンヒーターを導入させていただきました。今年4月に、各部屋に送る送油ポンプが故障したため、冬場に向けてポンプの修理、タンクの収納庫の補修をするものでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる洋式トイレというのも、一定そういう利用者というのは、保護者の方からも一定声もありますので、ぜひまたその辺は順次お願いしたいというふうに思います。

それと保育所自身もこれはちょっと決算委員会でもいわゆる避難所の関係の話もさせてもらったんですけど、保育所も一応指定の避難所に指定をされております。そういった点で、子供たちが保育されているというそういう場がありますから、それとの兼ね合いでどのような避難所としての機能があるのかっていうことがあるんですけど、一応地域のそういう避難所として指定されている以上は、もし何かあった場合に受け入れ可能な状況もつくっておかないといけないということあると思うんですね。その辺については、前に和東小学校の話もしましたが、どの程度、そういう備蓄も含めて保育所の中でそういう対応はされているのか、ちょっとその辺、確認の意味を込めてちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員の避難用の食料等の備蓄の関係でございますが、和東保育園につきましては現在備蓄はしておりません。ただ、園児の給食用の食材等については一定分、冷凍等で保管している状況でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

一応そういう保育園自身も避難所として指定を公式にしているわけですので、やはりどの避難所もそうですけど、一定そういった、いざというときに対応できるような、備蓄だけじゃないんですけども、対処をぜひ今後とも考えていただきたいと思いますので、そこはちょっと要望にとどめておきたいと思います。

それと、その上の今回、遊具の撤去委託料というのが出ておりますけども、これは具体的にはどういうものでしょうか。

○議長（畑 武志君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今回補正予算でお願いしていますのは、昭和51年度に完成しました石寺地区の高橋にございます児童たちが利用していた児童遊園でございます。撤去の内訳としましては、ブランコ、シーソー、鉄棒、のぼり棒が一体となった複合遊具一式と、回転式のジャングルジム1基でございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

撤去ということですから、そこは利用も含めてないということもありますし、また、場所的にちょっといろいろ困難といいますか、問題もあるのかとは思いますが、それで、いろんなところでこの間、ずっと地域にありました簡易遊園というものが子供さんがだんだんと少子化の傾向もある中で、利用されないと。地域によっては荒廃していくという中で撤去していくというパターンも、また、老朽化も含めてあるとは思いますが、ただやはりいわゆる地域の子供を持つ、子育てされているお母さんたちとか、子供さんにとりましては、やはり町内でそういう公園であるとか、そういったのがなかなかあるようでないというのが実態でございます。もちろん、こういう必要じゃなくなったようなとか、また危険な遊具等は撤去していただくことは大事なことですけども、一方でやはり町として、そういう安心してやはり子供さんとか、またお母さん方もそうですし、いろんな方がそこで交流できるような公園等の整備も、やはり一方で必要になってるんじゃないかというふうに思うんですね。

これは以前にもそういった要望もさせてもらったんですけども、やっぱりそれで今後のその点についての方向性というか、ありましたら、ぜひ答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員の質問でありましたように、当時、簡易児童遊園ということで和東町が遊具等を設置させていただきました公園、昭和45年から昭和54年までそれぞれ児童遊園を区の協力をいただきながらつくらせていただきました。現在、15カ所中、実際、公園として現存してるのが8カ所でございます。そのうち、今回補正させてもらった1カ所を撤去するという事で和東町で7カ所と。簡易児童遊園については、現在遊具等補修もしながら、使えるところが7カ所ということでございます。

また、大きな部分で和東町、例えば四つの地域に分けますと、湯船につきましてはコミュニティ広場、東和東地域につきましてはふるさと・ふれあい広場、また、中和東地域につきましては児童公園、そして、西和東地域については和東運動公園ということで、比較的新しく大きな公園が4カ所ございます。子供さんたちが集まっていたかと、遊んでいただくというのはその4カ所を中心に福祉課としては考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

私のほうから一つお尋ねしたいと思います。

13ページの農村振興費の中で、子供の農山村交流による地域活性化モデル事業補助金のことで、体験交流センターに他地域のお子さんたちをここへ呼んで、そして交流するというような形のものでしょうか。それとも、民泊なんかでこういう形をとるものでしょうか。それとも山の家、次のこの山の家を利用してやられるものなんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今回補正予算に上げさせていただきました事業の内容につきましては、町内において体験交流プログラムと民家のステイということで、民家で子供たちが教育、もしくは田舎生活の体験を中心に茶文化の体験を重点に置いた体験型交流教育観光を展開し、町内の交流人口の増加と地域活性化に供する目的の事業でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

体験交流センターを利用されるとしたら、体験交流センターのいわゆる宿泊施設が余りにもお粗末なもんなんで、例えば、ことしの夏なんかはクーラーがなかったというようなお話も聞いておりますので、そういう状態の中でお子さんたちを預かるというのはどういう、お子さんたちを預かるということは果たしていいものかどうか、ちょっとそこらの点についてもお聞きしたいです。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今回の事業については民家ということで体験交流センターじゃなしに、民家に預かっていただきまして民家でステイをするという事業の内容でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、今回はそういう形ですけれども、先に向けてはやはりこれを続けていかなきゃならないと思いますけれども、体験交流センター、恐らく使うことがあると思うんですけども、それとか山の家をね、そのようなことについてはいかがなものでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

体験交流センターにつきましては、ちょっと今回予算はちょっと上がってないんで

すけども、近いうちに予算計上をさせていただきまして、クーラーとそのいろいろ畳みのほうも相当傷んでおりますので、そこら辺はちょっと改修させていただきまして、営農の協力していただける方とか、また、いろんな方面で利用していきたいと考えております。

山の家につきましては今ちょっと工事中ということで、完成の暁には子供たちが体験できる当施設につきましても改修する予定でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それではよそから受け入れるということはそれでわかりましたけれども、和東のほうからほかの地域へ体験交流をしていくということについてはどういう形になってるんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

この和東の小学生、中学生なんですけども、夏につきましては伊根町のほうに小学生ですか、交流ということで、今後部署は違うんですけども、また教育委員会のほうからどこか受け入れ先がないかという相談がありましたら、積極的に取り組んでまいりたいとかように考えております。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

それでは、引き続きまして、ちょっと関連するですけれども、ただいま井上議員のご質問に関連いたしまして、この子供の農山漁村の交流事業、これは私も非常に気に

しているところなんです、受け入れ体制をどのようにやっていかれるのか。農家というふうにおっしゃいましたが、農家の民泊を活用して受け入れ体制をされていくのか。また、この委託料はこの委託はその農家にのみされていかれる計画であるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今回につきましては農家民泊、また、個人の家ステイするというものでございます。この委託先につきましては一般財団法人和東町活性化センターが委託先ということで、先般もいろいろそういう民泊とか事業をやっておりますので、その一環の事業として委託先ということで考えております。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今回のこの事業は子供たちにとりましても、本当に非常に大きなメリットのある事業でございます。農林水産相、文部科学省、それから総務省、この三つが一緒になりまして、そしてぜひこの全国の子供たちを交流をさせていこうというそういう大きな目的の中で実施されておりました、平成20年ぐらいからこういう事業を全国で展開されております。我が町でも伊根町を一度茶体験というのでお迎えすることができました。また、我が町の子供を伊根町へ行かせることもできました。また、中学生も和東町で茶摘み体験、そういうこともできております。ここはどういった目的で計画されているのか、その辺の目的についてわかっている限り、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先ほどちょっとお答えしましたように、体験交流ということで小学生、今回につきましては奈良市の小学生5年、6年生約47名を対象に受け入れていくということで、この事業につきましては、先ほど竹内議員がお話をした総務省の所管の事業でございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

和東町でも本当に昨年度は台湾からの修学旅行生も受け入れることができました。そしてまた、ことしの夏にはスウェーデンからのたくさんのボーイスカウト、これは世界大会というのが日本でございまして、そのときの受け入れということでたくさんの非常に素晴らしい事業であったと思うんですけども、このスウェーデンのボーイスカウトをお迎えした、これは活性化センターが中心になってやられた事業であると思いますが、その辺の反省とか、それから成果とか、課長としてお感じになっていらっしゃるものがございましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今、竹内議員からあったスウェーデンから約600名のうち、このボーイスカウトが和東町、和東町だけじゃなしに、南山城のあの山の家とか、それと隣の加茂町、木津川市の加茂町、それで精華の方ということで、幅広く民泊ということでご協力いた

できました。その中で、和東町でも初めてそういう受け入れされた家庭がございます。その家庭につきましては、いろいろアンケート調査したり、また今後の民泊について受け入れ体制はどうですかという問い合わせの中で、その中で一定やっていきたいというご家庭もございます。今回小学生を受け入れていただくのは、そういう方を中心に今検討しているところでございます。

和東町につきましてはやっぱり泊まるところがないと。それでまた、和東町を経験、体験していただくにつきましては一番いいのはやっぱり民泊かなと、かように考えています。民泊事業、今後進めていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

そういうただいまの答弁いただきました。こういうことによりまして、私は本当にこの数年、外国のお客様を和東町にお迎えすることができている。しかもそれをこの農家が受け入れていらっしゃるという、こういう体制は本当に素晴らしいことができつつあるというふうに思っております。

ただ、その中で1点、住民の方から、竹内さん、議会でこれはぜひとも要望してくださいというふうにいただいた声がございます。それをちょっと言わせていただきたいと思いますと思うんですが、今回のそのスウェーデンからいらっしゃいました中にはボーイスカウトといいますのは、私は男性の方ばかりかと思っておりましたが、そうではなくて女性の方、男性の方、年齢は非常にお若い方が多いでしたが、その中で和東町内を本当に散策していただきました。そうしたときに、非常にトイレがなくて困ったというお話を聞かせていただきました。それで、住民の方が本当にここにどうぞというふうに招いていただいて、そこでしていただいたというそういうお話もございまして、非常にトイレにつきましてはお客様を迎える体制は素晴らしいんです。けれども、この対応、やっぱりそれが一歩も二歩もおくれているというふうに思っております。こ

のことにつきまして、これは議会でも何度もこのお話は出ております。こういった形でどの辺まで進めていただいているのか、その辺を答弁願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

観光用のトイレの件につきましてですが、現在、縁側カフェということで、先日募集のほうをさせていただきまして、現在のところ4件、申し込みをいただいておりますので、そちらのほうをお願いをするという形で、ちょっと看板のほうを今ちょっと整備をさせていただいておりますので、そちらのほう、またご案内できるようにしてまいりたいという形で考えております。また、地域のほうからもトイレ直して何とかというお話もいただいておりますので、そういったところにも対応していけるようにしたいなというところで、またちょっと予算獲得等含めてちょっと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

前進しているということで受けめたいと思います。4件の方が縁側カフェを申し込んでいただいているということで、本当に適材適所ということもございますので、やはりいい場所に、そして有効に活用していただけるようなことをぜひお願いしておきたいと思います。

それから次に、同じく項目の「命の里」事業補助金っていうのが800万余り計上されております。これにつきましてはどうのようなことを検討していただいているのか、お伺いいたします。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今回、予算に計上させていただいている内容でございます。命の人づくり事業とい  
いまして、以前、白栖区ですかね、猿の追い払い等の先進地等行っていただいております。  
今回につきましても湯船地区で地域活性化対策先進視察と、そういう事業とか、  
また、ハード面につきましては排水路、農業用の排水路の工事、これも湯船区なんで  
すけども、あと農道の改修という事業でございます。そういうような事業を京都府の  
補助をいただきまして、今回計上させていただいたという中身でございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

これは京都府の事業でございまして、本当に過疎化している、また、高齢化してい  
る、また人口減少であるというそういう地域に対してこういう補助金をいただいでい  
るわけでございます。私も2年ほど前に、この各区の区長さんに呼びかけられまして、  
そして、その手を挙げていただきました区長さんのもとに研修に行かせていただいた  
経緯がございます。その後、その区長さんとの連携とか、そこの区がどのように取り  
組んでいただいているのか、もう消えてしまっているのか、その辺につきましてお伺  
いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

「命の里」いうことで、ちょっと私もその以前のちょっと内容については今回把握  
しておりませんねんけども、先ほど言いましたように、白栖区につきましては猿の追

い払いたいということで、先進地を視察していただいたと。その結果、防災無線等を通じて、一定お知らせするという一つの成果も出ております。湯船区につきましては、多分、今回は買い物等、そういう関係の先進地の視察を行かれるということでございます。いろいろ各区から上がってるものにつきましてはこの事業を利用していただいて、対策とか先進地に行っていただくとか、またハード面ですね、ちょっとした修繕工事、これもまた地元でお願いする事業でございますので、地域の皆さんの協力なしではなかなかできない事業でございます。それとまた、観光の案内看板等の設置等もこの事業で計画しているところでございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

今回のこの「命の里」事業といいますのは、本当に内容がたくさんございまして、有害鳥獣にも行けるし、またいろんな方面、多方面に使うことができるということになっております。それでですが、町長にお尋ねしたいんですが、この「命の里」事業をすることによって、そこの地域でやはり今課長が答弁されましたように、住民の応援、住民の力、協力っていうのがなければ、なかなか次の事業につながっていかない。ここが和東町に課せられた一つの大きな課題であるというふうに思うんですけれども、町長はその前回、ともに参加していただいた区っていうのは白栖区、原山区、湯船区、園区、それからもっとほかにもたくさんございました。ところが、その辺が一向に活動さあしようというような雰囲気にもなっておりませんし、一体どうなったのかなというふうな思いでおります。その辺につきましては、やはりもっとやっぱりアピールしていただく、情報を流していただく、そういうことをしない限りはなかなかそういう事業につながっていかないんじゃないかというふうな思いがしておりますが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきたいと思いません。

ご質問にもありましたように、これ2年ほど前ですか、もっと少し「命の里」事業ってというのは今まで湯船区、そして木屋区という2カ所的なところが先進的に取り組んできたんですが、もう少しこれは広めて、自主的な運営というのが非常に大事ですから、一応集まってもうて、そういつて組織いうんですか、一応連絡会みたいなものをつくりながら事業を進めていこうということで、それぞれの区において、これだったらいけるというような内容をお示しさせてもらいながら、最初は取り組んできました。今、木屋区にすれば歩道ができたので、直販所っていうのも具体的に示してやったところもあります。猿の問題もありますし。それは今ご質問ありますように、区のこれ、町が押しつけてやるという問題ではありません。区民の方が、これはやっぱり区としては非常に重要な事業やから、これを一つやっていきたいねという事業を取り上げていくと、こういうことになってますから、「命の里」事業のメニューというのは、非常に広くあります。今、湯船区でしたら農道、これ、ちょっとこの道をつけてほしいねとか、この水路を直したいねと、これも「命の里」事業でいこうとすれば、先ほどのいろんな幅広い事業で取り組んでいけるわけでありまして。大きな問題は、さっきも言いましたように押しつけていける問題じゃありませんので、一番ポイントは、その手を挙げていただいた、中にはちょっともうこれは大変やっていうて、その中でもある区はちょっとブレーキかかっているところもあるんですが、非常にそれは継続して、区の中でもご審議いただいて、そして粘り強くこの問題について協議できる場をまず持っていかないと、進んでいくとこと、全然手をかけてないところがありますので、もう少し手を挙げていただいた以上は、もう少しこの内容の趣旨とか、もう少しみんな協議できるような場というのは設けていく必要があるのかなと、私自身もそのよ

うに感じておりますし、そのうち、また制度も変わってくるというのが非常にこれ、難しいところもありますが、とりあえず今現時点でできることを1回検討してみたいと、こういうように思っております。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

反対です。

日本共産党の岡本です。

議案38号について反対討論を行います。

今回の補正予算では賛成できる、また評価できる施策についての予算計上はもちろんあるわけでありますが、その上で反対する大きな理由は、いわゆるマイナンバー制度の実施に伴う予算にあります。

具体的に言いますと、社会保障・税番号制度中間サーバー等システム利用負担金約440万円の関連です。マイナンバー制度は国民一人一人に番号を割り振り、その番号によってあらゆる個人情報を結びつけ、国において一元的に管理することを可能にするものです。国や行政側からしますと、国民の所得や社会保障給付、さらには預金や医療情報まで、さまざまな個人情報の状況を効率的に把握できる制度ではありますが、一方で、私たち国民にとりましては分散していた個人情報の収集を容認するマイナンバーが、ひとたび外部に漏れいすれば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険性が飛躍的に大きくなる、そこにこの制度の最大の問題点がございます。

その上、さらに問題なのは、この膨大な個人情報を完全に保護する仕組みが確立していない点であります。政府自身もこの制度のもとで個人情報が100%守られるこ

とは不可能であることを認めております。そもそもサイバー攻撃などで個人情報を得ようとする人たちにとりまして、より多くの情報がひもつきにされ、一元的に整理されているものほど価値があり、流出や悪用の標的になりやすくなり、危険が増すものです。政府は今国会でまだ施行もしていない法の改定を行い、金融機関の預金口座や健康診断情報にも利用を拡大しましたが、政府のやり方はますます個人情報を危険にさらすものではないでしょうか。

また、同じような制度を世界でもやっているかのように言われますが、実態は逆であり、いわゆる主要国首脳会議、いわゆるG7でありますけども、この7カ国で日本のように全員強制、生涯普遍、官民利用の番号制度を導入している国はありません。イギリスは国民IDカードの導入を中止し、アメリカや韓国では大量の個人情報が流出して被害が拡大し、見直しに追い込まれております。

マイナンバー制度はこういう世界の流れからも逆行し、既に時代おくれになっているのが実態です。このような実態を無視した政府の大変お気楽な大宣伝とは裏腹に、全国的には行政や民間機関での準備も進んでおらず、このまま見切り発車で制度を開始すれば重大な事故と被害が発生する危険性が確実視されております。万が一でも一旦情報漏えいや流出が起これば、誰も責任を負えません。町長の答弁でも、国任せでしかなく、情報の管理者として全く責任をとれないのが実態です。情報流出や悪用などの事故がもし起これば、行政全体の住民サービスにも大きく影響し、取り返しがつきません。にもかかわらず、国の言うままに準備を進めることは大変無責任だと考えますし、町におかれては、政府に対して責任を負えない制度の実施は中止するように要請いただきたいと思っております。

以上の理由から、本予算に反対するものです。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論をなしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第38号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第38号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第39号 平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第40号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第40号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第43号 町道童仙房線門前橋上部工工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第43号の提案理由を申し上げます。

平成27年2月10日の臨時議会において、工事請負契約のご承認をいただいた町

道童仙房線門前橋上部工工事につきまして、契約金額及び工期の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただきます次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは議案第43号のご説明をさせていただきます。

議案第43号

#### 町道童仙房線門前橋上部工工事請負契約の変更について

町道童仙房線門前橋上部工工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

契約金額に係る部分中「1億2,495万6,000円」を「1億2,971万5,560円」に、契約期間に係る部分中「平成27年9月30日まで」を「平成28年3月18日」までに改める。

平成27年9月24日提出

和東町町 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、町道童仙房線門前橋上部工工事変更契約の概要。

変更箇所のみご説明いたします。

5. 契約金額 「1億2,495万6,000円」を「1億2,971万5,560円」に変更。

7. 契約期間 平成27年2月11日から平成27年9月30日までを、平成28年3月18日までに変更でございます。

工事変更の概要、設計計画図によりご説明させていただきます。

右側のA3の図面をごらんください。

まず、左側中央の位置に平面図と書かれた図をごらんください、下側です。その平面図の上部にある2本線が現在の門前橋をあらわしており、下部の網かけの部分が新門前橋の橋げたをあらわしており、橋げたが橋台に全て乗った状態の図でございます。

そして、平面図と書かれた右下に、地組立てと表示して、縦になった網かけの棒があります。これが橋げたの組み立て作業をあらわしており、これが3スパンに分かれて搬送されてきた橋げたが、この場所で1本に組まれた後、クレーンでつり上げて右の橋台に架設するという工程を5回繰り返します。

交通整理員は現地においては黒、赤丸3カ所に加えて、小学校児童の通学時間に合わせて、交通誘導警備員を引率する方法をとります。

請負額の変更につきましては、当初通行どめを前提に通学ルートを計画しておりましたが、教育委員会を通じて和東小学校に通学路の協議をしたところ、現状に近いルートで通学ルートを確保すること、また、それに伴う交通誘導警備員の配置場所をふやすなどの通学安全の強化を示されました。それを受けまして、全面通行どめを見直しまして、交通誘導警備員の配置場所の検討をしたもので、また、工期の変更につきましては、東日本大震災の復興工事に起因する資材等の調達おくれ、同じく輸送業者が逼迫しておりまして、資材の運搬手配に時間を要するというところでございます。

以上、ご理解の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

今回、ちょっと初めて質問させていただくんですけども、まず、これは多分一般競争入札ということにされておるんですけども、1億4,495万600円は公表さ

れましたね、金額1億1,500万かな。公表された金額は幾らでしたかな。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

お答えいたします。

もう一度。

○9番（岡田 勇君）

公表されてへん、予算額。概算違うの、予算公開してないの、公表。入札の前に。

○建設事業課長（東本繁和君）

当初予算ですね。いわゆる設計額ということですね。

○9番（岡田 勇君）

そうそう。

○建設事業課長（東本繁和君）

済みません、今、こちらに手持ちに持っておりません。申しわけございません。今現在、手元のほうに持っておりませんので、申しわけございません。

○9番（岡田 勇君）

1億1,500万と違うんかな、副町長。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

1億1,500万違うのかな、公表金額されたの、当初。一遍流会になったでしょ、入札が。そのときの金額は幾らなん。それもわからない。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

当初、指名競争入札で昨年8月に発注というんですか、指名させていただいたんですけども、請負業者が辞退いたしまして、入札のほうの不調になりました。その後、設計の組みかえを行いまして、一般競争入札、また、金額の組みかえをいたしました。また、8月も、それで9月の定例会でご審議というか承認、契約のご承認いただくということで工程を組んでたんですが、その入札が不調になったということで若干おくれまして、国のほうと翌歳の協議をいたしまして、新しく設計を組み直して、2月に入札を執行したということでございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

私の聞きたいのは、金額が前一番初めに指名競争入札で金額が決まったでしょ。それができなかった。次、組みかえた、そのときの一般競争入札の金額は予算額は何ぼだったの、わからないの。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

申しわけございません、今手元の。

○議長（畑 武志君）

ちょっと待って。ただいまより、質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩（午後2時20分～午後2時28分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

申しわけございませんでした。先ほど岡田議員のご質問にありました予定価格につきましては、税抜きの1億1,580万6,000円でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

まず、これでいきますと、契約1億2,495万6,000円が、これで27年9月30日ということは7カ月、契約日からね、それが1億2,975万5,560円に変更になりました。ただし、変更の期日が28年3月18日まで。初めは7カ月なんですよ、工期が、変更、これ、金額これ引いたら差し引き何ぼなんです、引いたら、変更金額。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

変更金額ですね、申しわけございません。400万ほどですけども。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

400万の増になったために、工期が7カ月から13カ月になっただけですよ。400万ふえただけで。設計変更が内容が全てがらっと変わった場合、別ですよ。ほとんど変わらないです、ただいまおっしゃった四百何万はそれに7カ月かかる変更の金額なのですかということがちょっと聞きたいんです。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

工期の変更につきましては、先ほど、後のほうでご説明させていただいたんですけども、東日本大震災の復興工事に起因する材料ですね、工場で積み立てたるための橋の材料資材等の調達におくれまして、それと同じく輸送業者が逼迫しとるということで、資材の運搬手配等に時間がおくれたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

資材がおくれるということは、災害はいつあったんです。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

復興の時期、私もちょっと今定かではございませんけども、当然今までの工事の中で資材の調達がおくれるということは往々にしてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

災害が起こって1年わずかだったら、それはそういうことも想定はできますけども、既に災害が起こって3年以上がたってるんですよ。そんなん資材の高騰なんか当然のことなんです。そんなことも予算の設計のときに、例えばコンサルにそういうことも協議してなかったんですか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

今の変更の金額の増につきましては材料部材の変更の内容でございませんでして、今まで通行どめを前提に考えておりました、この図面を見ていただいたらありがたいんですけども、この左側の横棒、縦に伸びている横棒なんですけど、本来、この組み立て場所をもっと上のほう、北のほうに位置してる場所で旧門前橋が完全に通れないという状況の設計をいたしておりました。このクレーン車につきましてももっと北側にあるということで、この場所でクレーンを置くということは、当時考えておりませんでしたけども、この門前橋を通してこの上の町道ですね、この町道を通行可能にするということがございまして、このクレーンの足場をつくらなければならなくなったということでございまして、橋本体につきましての今の金額の変更ではございませんで、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

それだったら、資材の高騰とかいう話をなぜするの。ただのこのクレーンじゃを持ってきてだけで。しかもクレーン車だったら、400万でこれ皆できるんでしょ。それだったらおかしいわね。資材の高騰とかおっしゃるから、だから変更になったのかなと思ったんです。ただのこのクレーン車を置いて安全のためにするだけでしょ。それで400万でしょ。400万でそれ7カ月も伸びるんですか。7カ月ってということは6カ月も大きな変更あったら。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

工期の変更につきましては、今言いましたように、復興の関係で橋の部材を、初め

からもう溶鉱炉のほうで、うち用専用に部材をつくるという格好ということでございまして、そのあたりで部材調達がおくれたということで工期を延ばすということでございます。

金額の変更につきましては、今言いました足場ですね、クレーン車の足場をこちらのほうに動かさなければならないということで、その足場の部分、それから当初ガードマンの数をもう少し、完全通行どめということにしておりましたので、そのガードマンの員数も入っておりますの変更となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

ちょっと話をちょっと分けてしんといかん。部材は部材、安全のこれはこれでちゃんね、一緒にまざってさ、してはるでしょ、説明を。だから、おかしい思うんです。ね、ほんで、高騰っていう、資材の高騰言わはるけどさ、そんなん去年のほうが1億1,500万のときかて、どういう想定でその設計してたん、1億1,500、当初の流れたときの設計もどうした、これ資材の高騰いうことを含んで入れはったん、この入札、一般競争入札できてから、資材の高騰が上がったとか、そういうことを考えはったん、どう、その資材の高騰っていうのは、ちょっと私には理屈が合わんですわ。それも災害が起こって、ね、直ちにやらなっていうんだったら、資材高騰ができてますとなるけど、既に3年も4年もたってるのに資材の高騰って今ごろそんなことを言うのはおかしい。それはあんた方の設計が間違ってるっていうことですよ。コンサルタントも間違ってるということなんです、それ。計画性が何もないっていうことです。値段が上がってきたから上げてくださいよ、どうぞって、そんなことではだめなんですよ。既にこの計画をしたときに、資材の高騰があるかわからんっていうことを想定せなあかんですよ。だから、いかに計画性がないかということです。だから、この安全

でもそうですよ。この安全なんか当然わかってるんですか、これは。当たり前のことなんです。急遽に、これ安全が必要だから、これ詳細出してください、どうぞって、それではだめなんです。私がいつも言うのとんです。計画性を持ってやってもらわな困る。これ、委員会でから一つも出てないです、こんな話。9月1日の委員会でね、話、この話出てませんよ。何でそのときに言ってこないんですか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

今のお話の中で、資材の高騰による金額の変更というのは、私、ご説明させていただかなかったんですが、工期の変更につきまして、ただいま言いましたように、資材の調達がおくれたと。今の金額のことにつきましては、小学校、教育委員会を通じまして小学校と通学路の協議をしたところ、当初、うちのほうで考えておりました迂回路ではということがございまして、また、迂回路につきましては中村を通していくと、中村の和東笠置線でございましたけども、そちらのほうよりも今の現状に近い形での通学方法をしてほしいというようなことがございまして、ガードマンにつきましても員数をふやしまして、させていただいたということでございます。部材につきましては、部材の調達で工期が延びたということでございまして、金額につきましては、今言いましたように、安全対策と、それからクレーン車の足場の関係での変更ということでございますので、橋本体につきましては金額の変更については、現在行っておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

どうも説明がしにくいな。金額の動変はありませんと、それはわかりました。本体、

今の400何万だけですわ、これはね、安全性のするためでしょ。工期は、要するに、材料が高騰しているの、入りにくいから変更してくださいということ言うてはるんでしょ。ほな今度はその4カ月間、7カ月が何で13カ月になるの、これ。3月18日までやったら。これ終わるの9月30日をあと6カ月延ばしてるのちゃうの。それは何の理由で延ばしたのということ。それはあんたのおっしゃるとおりかってことやっとなるに、要するに、部材が高騰しているためにという意味、そうじゃないの。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

部材の高騰ではなくて、部材が入りにくかったということでございまして、金額がどうのっていうてございません。資材が入ってきにくかったと、工場のほうにということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

資材が入りにくかったというのは、それは業者が言ったわけ。そんな想定は、なぜ設計のものがわからないの。業者が入りませんから、何カ月延ばしてください言うたら、どんなことでも聞くの、業者の言うことを。この入札した時点に、既に説明してますよ。契約するときには説明するの、違うの。契約のときにはね、部材はこんな部材を皆入れてくださいよと言うのと違うの。何でこんな間際になってから。それやったら、これ、例えば2月11日から9月30日やったらもっとね、6月、6月議会でも出したらええんとちゃうの。何で今、皆こんな10月で出すの、9月か、出すの。私はそれ言うわけや、要するに。業者が入りにくいということを事前に打ち合わせもやらあかん。例えば、これ2月の11日になってるでしょ、工期。それ、一体業者と、

落札業者といつ1回、何回の打ち合わせしました。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

ちょっと手元のほうにその打ち合わせ記録を今は持っておりませんので、申しわけ  
ございません、お答えできません。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

業者に落札してから、ずっと要するに、打ち合わせ工事の打ち合わせね、あれ、資  
料、全部資料出してください。資料、いつ、何日に業者とどんな打ち合わせしたのか、  
それ全部提出ください。議長、提出してもらってください、それで結構です。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長、提出してください。

○建設事業課長（東本繁和君）

わかりました。

○議長（畑 武志君）

今はよろしいか。

○9番（岡田 勇君）

これ以上もう議論したかて一緒ですので、6カ月延びたと。それで金額は要するに、  
400万足らずやと。これちょっとおかしい、不合理やと。その辺をしっかりとみんな  
にわかるように説明してほしかったと、そういう意味です、私の意味は。400万ぐ  
らいあったら、別に6カ月もかけて400万もね、かかるんですかというだけのこと  
なんですよ、理屈から言うたら。400万、それは1カ月もあったら十分なんですよ。

そやけど、工程上、やむを得ん場合もあるでしょう、これはね、どうしたかて。それをもっと明確に言わんと、何か部材が上がって、資材が入りにくい、資材が入りにくいのはわかってる、業者なんか当然当たり前のことととって、その資材を入れるやことはとったものは業者は当然ですよ。それが入りにくいさけいうて、行政でわがまを言われては困るわけですよ。その辺はお互い協議をしながら、やっぱり進めていかんと、我々はおかしいと感じますから、そういうことだけです、はい。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長、出せますか。

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今の岡田議員のご質問に若干お答えさせていただきたいと思います。

まず、今回の橋の事業なんですけれども、1億超えてるということで、基本的に工期的なものにつきましては予定工期ということで、大体これだったら8カ月、9カ月ぐらいは見とく必要がございます。その工事の内容によって、既製品で事足りるもん、また、2次製品があるもん、また、工場でこういった生産が必要なもん、それによって若干工期が変わってまいります。

今回の場合につきましては、橋自体が特殊ということで、全て工場生産ということで考えておりました。ただ、入札に当たりまして1回目で不調に終わりました、2回目入札をやらせていただいております。その関係で本来なら年度内で完成さすというのが本筋なんですけれども、そういった発注がおくれたということで、全て工期が後に回ってきております。そういったことで繰り越しをさせていただいてやっておりますけれども、国のほうでは一応繰り越しする場合は半年、6カ月が限度となっております。そういった形で9月いっぱいという工期を一応は持たせていただいております。

その中で、先ほど課長のほうから答弁ありましたように、生産面において部材の関

係でどうしても社会情勢でそういった工期変動があった場合に、町としても認める場合がございます。そういったことは業者から工期延長の願いを出させていただいて、その中で町がこれは適当だということを認めましたら延長をかけさすと。また、町のほうで、災害とかいった特殊な場合がございます。そういった場合も認められる場合は工期を延長する場合がございます。

今回、課長が言うてましたように、若干いろんな震災の関係もありまして、部材のなかなか搬入ができないといったことも含めまして、若干全ての工程がおくれてきたといった状況になっております。そういった形で今回、3月いっぱいまで工期を持たせていただいたということでご理解のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

あと、金額につきましては、先ほど課長が説明してますように、学校の通学路の関係で、当初はもう全面通行どめを予定しておりましたけれども、教育関係とかの調整をさせていただいたところで、ぜひ通学のほうを確保してほしいという願いがございます。その関係で交通の安全の対策を強化させていただいたということでご理解のほうをよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

最後になりましたけど、今の安全のことでしたら、教育委員会からってこの安全のことだって、もっと早うに協議できるはずですよ、これは。そんな13カ月もかかる必要あらへん。それはもっと早うに、この入札を執行するときに既に学校側と協議してほしいと、これ一つお願い。

それともう一つはね、1億4,495万6,000円、これは落札金額の消費税ですね、入ってますね。入ってないの。それは予算額は幾らになってる。予算額。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

お答えいたします。

今、予算につきましては、現在手持ちはございません。ただ、今ございました予定価格に消費税を含んだ金額につきましては、1億2,570万480円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

1億2,000ぐらいって、今言わはった数字。1億500何万言われたん違うの、ちょっとはっきり言って。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

1億2,507万480円でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

それは予算額なの。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、予算額はまだ大きいですが、設計額として予定価格、税抜き予定価格で公表しておりますが、今わかりやすいように、税込みとしてさせていただいた設計額

が1億2,507万480円でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

今の落札金額は何%ですか、出してちょうだい。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

99.9%でございます。

○9番（岡田 勇君）

もっとはっきり。

○建設事業課長（東本繁和君）

99.9%でございました。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

この入札、何社が入札されたんですか。私、通常、99.9%落札ってあるんですかね。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

一般競争入札でございまして、その金額につきましては、一応予定価格が今言いましたように1億2,507万480円以内でございますので、一応その予定価格の税

込みですね、予定価格の中におさまっておりますので、これで落札ということでございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

国から落札金額、わりかし行政指導をされとるはずなんですよ。99.9%、ってまんが100%ですよ、これ、言いかえれば。まあまあ、それはしようがないですよ、それは一般競争入札ですから。そういうところはやっぱり十分ちょっとあれしてもらわんと困りますね。これ以上、私も議論するのも変ですけども。私は、以前、先ほど言いましたように、計画というのはちゃんと事前に早い時期に、間際にするんじゃないんで、今の安全でもそうでしょ。入札するときから既にこの橋がかかります。だから教育委員会と協議して、通行どめしようと思ったけど通さなだめですと、そういうことも早う時点でやらんと、時間が過ぎてから、いや実は変わって変えてください、これだけお金が要りますというのは、これは計画じゃないんです、そんなものは。間際に普通の便宜上の話なんですか。だから、特に子供の安全性やったら、もっと慎重にやってほしいというのは、これはお願いですので、以上終わります。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

岡田議員がちょっと抜けたようで、質問されてましたけれど、この橋つり上げるのは、つり上げておかないとできないということですよ。っていうことは、レッカーかクレーンがここに座るということはもう最初からわかってることですよ。そして、それっていうことは円を描いてぐりっと回るから。そしたら、旧の橋のところに当たるから、安全を確保できないと、そうでしょ。この図見たらそうでしょ、これ、くりっと回ってこうして置いていかなあかんから、あのさおが。そういうことわかってるん

でしたら、最初からコンサルこのことわからないとおかしいやん。おかしいっていうことは、コンサルタントが抜けてきたんか、自分らの頼んでるだけにコンサルが専門知識でこれやってるんだけど。つり下げんねんから、動くわな、アームは。この図から見たら。そしたら、最初の設計から悪いのちゃうん、これ。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、これ発注、変更用の図面でございます、この左側の縦の棒、細長い棒、当初は作業ヤードと書いておる字がある、四角い、囲みのあるところですね、平面図って真ん中の段に平面図、スケール1対200と書いておるその下に作業ヤードとございます。そのもうちょっと北側まで組み立ての場所がありまして、この門前橋を渡って通行できないということで、その場所を下げてきまして、組み立てをもっと下、この上の道を通れるようにということで確保するために組み立てヤードを下に下げてきたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

ちょっとしつこくなり過ぎるのかな。その下に下げるということは、下流のほうに下げるっていうことやんね。それはわかる。わかるけれど、物の大きいものが最初からわかってねんからさ、つり上げて、そしてやるのには、そのときのレッカーの大きさというのはわかるやろ、何トンレッカー入ってくるのか、知らんけど。クレーンが何トンクレーン、ここに据えるのか知らんけれども。それやったら、もう最初からわかることやん。10トンのダンプで話しよ。10トンダンプで最初やらないとだめなのに、4トンの関係でやってるかっていうようなこと、いうこと聞いてんねん。4ト

ンやったら小さくてもできるやろ。10トンやさかい、下に下がらなあかんっちゅうことやろ、これ。何で、それやったら最初から設計おかしいんちゃう。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今のご質問にお答えしたいと思います。

多分、課長も先ほど説明したと思うんで、これは初め、全面通行どめで予定しておりましたので、基本的に誰も通さないという計画でしたので、後で教育委員会がやっぱり通学路の距離とかいろんな小学生の安全面とか、今までなれてたその通学路という意味で、多分ぜひここを通していただきたいという協議の中で多分変更になったと思います。ちょっと課長のほうからそこら辺、説明してください。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

当初っていうんですか、現在通学されている距離につきまして1.1キロでございました。計画では1.5キロということで、迂回していますと400メートル、1.5倍ほどに延びるということでございます。今回、そのもう一度その現道のほうにということになりますと、1.1キロぐらい程度に、ほぼ同じような距離に戻ってくるということございまして、そちらのほうを優先させていただきまして、これにつきましては先ほどご指摘ございましたけども、8月中にご協議させていただいたということで、時期的には遅かったのかなというような部分でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○ 8 番（小西 啓君）

少しその認識が甘かったということやね。全面的に通行するということは。子供のことは頭になかったちゅうことや、早う言うたら。そうでなかったら、そんなことしやへんがな。それで言うてきたさげに、はいわかりましたっていうて、それからまた考え直してんやろ。その考え直したところが、要は400万円か、金額で言うたら。そうやろ。ガードマンを置いたりなんかする金が400万かかったっていうことや。それやったらもっと最初からちゃんとわかってることで、こんだけのもん置いたら言うてくるの、わかることやろ。もう少しちょっとコンサルとかいろいろなこと、最初から話しせなあかんわ。だったら足らんねん、協議のあれが。そういうふうに思うわ。もうちょっと真剣になって考えてやらんな。絶対言うてくるに決まってる、こんなものは。学校にもそんなもん、事前にこんな、橋かかるさかいにこんなもんになりますけれど、ここ通学、生徒何人、帰ったらそれわかるわ。そやさげに、これ、今度迂回してもらってよろしゅうございますかっていうてお伺い立てたら、そんなん困りますわって言うの決まってるこんなこと。そういうことはもっと早いこと考えとかんなん。その分のこの400万円やがな、血税、そういうことです。

○議長（畑 武志君）

岡田 勇議員、いや、もう質疑切ります。

岡田 勇議員、先ほどの資料の提出については、休憩のときでよろしいですか。

○ 9 番（岡田 勇君）

いやいやもう、あしたでもよろしいわ。

○議長（畑 武志君）

後では出せません。

○ 9 番（岡田 勇君）

ああ、そうですか。結構です。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

今、小西議員から質問がございましたけども、通学路としてやられるということでしたら、通学される時間帯だけという意味ですか。あるいは一般の方はどういう形、もしくは車で移動される場合、こういったときはどのような処置をとられるわけですか。

○ 議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○ 建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

当初、通行どめといたしましては約 40 日間、前面通行どめということでした。今回見直しさせていただきまして、お年寄りの方も迂回路を通られるところまでございまして、いろいろ聞こえてまいりまして、今回変更させていただきまして、約 30 分の通行どめ、30 分。組み立てる部分でやるとして、作業ヤードで道を占領してしまいますので、完全に通行どめの約 40 日間と考えていたんですけども、その分をこちらにずらしましたので、39 メーターのけたですね、これをつり上げて橋の上に置くという時間帯だけの通行どめでできるということで、住民の方にも非常に利便性が上がるという格好で考えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

時間帯は一応 30 分の間だけ通行どめをするということで今お話を聞きました。そういうことですね。

そうすると、その間にどうしても行かなきゃならないときの通行手段としてですね、

車で移動される場合はどのようなコースを想定されていますか。

私はこれについては産業常任委員会のおきにお伺いしたと思うんですね。誘導警備員につきましてもね、そのときの話ですと、門前橋の手前の地蔵さんのところから原山駅へ抜けるという話を伺いました。そうすると、原山駅の出口のところは非常にスクランブルみたいな形で交通が、湯船から来るとことかですね、湯船へ上がっていかれる場所、非常に見にくい難所の地域になっていますんでね、ここにも誘導指導員というのは必要だと。

そうすると、地蔵さんのほうですね、間の道幅が軽トラいっばいで、それ以上の大きな車は通れないというような立地条件の中で考えますと、非常にこれは不便がですね、門前区の住民の方には不便を強いると思うんですね。その辺の対策、告知、その方面はどうされていますか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

お答えいたします。

30分といいますのは、やはりちょっとでも延びてしまうと申しわけございませんので、当初30分ぐらいということでございます。

また、クレーンが動く分につきましては10日に1回ぐらい。10日に1回ぐらいの30分でございます。

また、動く日につきましては、区内の方につきましては予告もできますので、申しわけございませんが、そういった形で10日ぐらいで30分をご辛抱いただくという形でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

10日に30分て何日間あるんですか、そうすると。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

5回です。5回30分が5回通行どめがあるということでございます。約40日間ぐらいの間に30分の通行どめが5回あるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

5回ということで非常に短時間だというような形で受けとめておられると思うんですけども、やはり住民の方の不便さというものは時間では解決できないと思うんですね。だから、その間に中村のほうへ抜けられるとか、あるいは原山のほうに抜けられるとか、それも歩きじゃなくて交通手段として出られる場合がかなり多いと思います、今、交通の車社会ですからね。そのときの不便さは、やっぱりもうちょっと十分考えていただいて、住民の方にも事前にですね、早く知らせてあげるべきだと。

そのときも、今、言いましたように、一方通行しか通行できませんので、門前の地藏さんのところから原山駅には誘導指導員というものをに入れていただかなければならぬ、このように考えるんですけども、その点についての考え方はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

まことに申しわけないんですけども、やはりそのあたりですね、30分。ただ、緊

急で救急車が走るということがあるようでしたら、現場でそれはそのときに、要は、その30分の通行どめをお知らせさせていただいて通行どめさせていただきます。その時間帯は通行だけご遠慮いただきたいということでお願いさせていただきますし、現に救急車とか、そういうような緊急搬送が発生するのであれば、その作業をやめてですね、一応、その組み立てヤードから橋の上にかける、その上空を移動していくという時点をもた若干時間をずらせれば通ってはいいただけますんでね、本当に緊急なことがございましたら、そのとき現場で対応できると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第43号 町道童仙房線門前橋上部工工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第43号 町道童仙房線門前橋上部工工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ただいまから午後3時10分まで休憩いたします。

休憩（午後3時00分～午後3時10分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設事業課長からの発言要求がありますので、許可いたします。

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

先ほど岡田議員からいただきました工事の関係で、いつかということでございまして、7月27日付で業者のほうから工期の延期願ということで出ております。

先ほどありましたように、工場としては動いておったんですが、資材、入り方が悪かったということでございまして、工場がそれまでとまっていたということでございけません。動いていたんですけど、契約期間内で頑張ろうということ頑張っていたいておったんですけども、出だしの入りで悪かったということでございます。

いろいろご指摘いただきましたけども、その報告でよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

議事を進めます。

日程第5、議案第44号 和東山の家の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第44号の提案理由を申し上げます。

平成27年8月3日に「京都府和東青少年山の家」を京都府から譲り受けたことにより、今般、「和東山の家の設置及び管理に関する条例」を制定する必要があるため提案させていただく次第であります。

慎重なご審議をいただきまして、可決いただきますことをお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、私から、議案第44号を説明申し上げます。

議案第44号をごらんください。

議案第44号

和東山の家の設置及び管理に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

平成27年9月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、

### 和東山の家の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、和東山の家（以下「山の家」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊かな自然環境を活用し、歴史・文化に触れる体験・交流の場を提供するとともに、観光振興を図り、交流人口の拡大と町の活性化に資するため山の家を設置する。

名称：和東山の家、位置：和東町大字白栖小字猪ケ口24番地の3。

(業務)

第3条 山の家の業務は、次のとおりとする。

- (1) 町民及び利用客の休憩、保養及び宿泊の場の提供
- (2) 青少年との交流と活動の場の提供
- (3) 地域住民の交流の場の提供
- (4) 都市住民との交流の場の提供
- (5) 研修の場の提供
- (6) その他町長が必要と認める業務

(利用者の責務)

第4条 利用者は、法令その他の規定及び係員の指示に従わなければならない。

(休業日)

第5条 山の家の休業日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 町長は、管理上特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更することができる。

(損害賠償責任)

第6条 利用者は、山の家の施設等を破損又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年8月3日から適用する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(畑 武志君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、井上武津男議員。

○5番(井上武津男君)

山の家は今までは活性化センターのほうにされておりましたけれども、これは直にされるのではなく、今までと同じように活性化センターのほうでされるんですか。

○議長(畑 武志君)

農村振興課長。

○農村振興課長(北 淳司君)

はい、お答えします。

現在のところ、活性化センターでお願いしているところですが、しばらくはそういう形になろうかと思えます。

ただ、また条例改正等で指定管理者制度も、今後、条例等にうたっていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

職員のほうは今までどおりにされるんか。それとも、町の職員という形でされるようになるんでしょうか。ちょっとそこらのところも聞きたいです。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今現在のところなんですけども、町の職員につきましては、山の家管理等には当たっておりません。一般財団法人活性化センターで業務を行っていただいておりますところでございます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第44号 和東山の家を設置及び管理に関する条例の制定については、原案の

とおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第44号 和東山の家の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第45号 和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第45号の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、和東町個人情報保護条例におきまして、個人番号を含む特定個人情報に関する規程の整備等、所要の改正を行いたく提案させていただいた次第であります。

どうか慎重なご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第45号のご説明を申し上げます。

議案第45号

和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成27年9月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページに改正条文を載せさせていただいております。その後に資料No.45

ということで、今回の新旧対照表をつけさせていただいておるところでございます。  
その新旧対照表の後に和東町個人情報保護条例の一部改正（案）概要という資料をつけさせていただいております。議長のお許しを得ましたので、この資料に基づきご説明申し上げます。

改正理由につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

改正概要でございます。

番号利用法、いわゆるマイナンバー法でございますけど、第29条及び第30条におきまして、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の読みかえとして規定された内容を踏まえ、特定個人情報に関し必要な措置を講じることとしています。

「個人情報」「保有個人情報」「特定個人情報」「保有特定個人情報」「情報提供等記録」の関係性につきましては、ここに掲げてある図のとおりでございます。

今回の改正につきましては、大きく2点ございます。

まず、1点目でございます。定義の追加でございます。

番号利用法において規定されております特定個人情報等の定義に基づき、条例においても、同様の定義の整備をするということになっております。

特定個人情報につきましては、個人番号または個人番号に対応し、個人番号にかわって用いられる番号等をその内容に含む個人情報、これは番号利用法第2条第8項に規定されているものでございます。

保有特定個人情報というのは、町長などの実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有している公文書でございます。

情報提供等記録でございますけれども、番号利用法第23条第1項または第2項に規定する記録に記録された保有特定個人情報（情報照会者及び情報提供者の名称、照

会・提供があった日時、特定個人情報の項目等）が記載されているものでございます。

特定個人情報ファイルは、特定個人情報をその内容に含む個人情報ファイル。

以上を条例で定義しておるところでございます。

大きく2番目でございます。特定個人情報及び情報提供等記録の利用提供制限、開示・訂正・利用停止等についての規定を追加しておるところでございます。

利用目的以外の目的での利用に関する規定を定義しております。

特定個人情報につきましては、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除いて、原則禁止するというところでございます。

情報提供等記録につきましては、利用目的以外の目的での利用が想定されないということで、利用目的以外の目的での利用を禁止するというところでございます。

あと、開示・訂正・利用停止に関する規定でございます。

特定個人情報につきましては、本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求をすることができる。

情報提供等記録につきましては、本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求をすることができるものです。

利用停止の請求の条件に関する規定として、特定個人情報につきましては、利用制限に対する違反、収集制限・保管制限に対する違反、ファイル作成制限に対する違反、提供制限に対する違反について利用停止の請求をすることができるということでございます。

情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものでございまして、利用制限等に違反するという扱いが想定されないということで、利用停止請求については規定しないということになっております。

開示・訂正等の移送に関する規定でございます。

これは情報提供等記録につきましては、他の機関が開示等の決定をする場合が想定

されないということで、移送に関する手続を適用除外とするという規定でございます。

訂正の通知先に関する規定でございます。

情報提供等記録につきましては、情報の照会者・提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものでございまして、訂正された際にも、これらの主体に総務大臣及び情報提供者または情報照会者に対し通知します

今回の改正の施行の予定日でございますけれども、四つに分かれてございまして、公布の日、平成27年10月5日、平成28年1月1日、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日ということで、平成29年1月が予定されておるところでございます。

以上が、和東町個人情報保護条例の一部改正の概要でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思うんですけども、今回の個人情報保護条例の一部改正といいますのは、今、ありましたように、いわゆる先ほどから言っておりますように、マイナンバー法施行に伴う整備ということだと思います。私は、先ほどの補正予算の討論でも言いましたように、この関係の整備に反対です。ですから、この条例案にも賛成できません。

そういう立場で幾つかお聞きしたいというふうに思うんです。

まずですね、賛否は別にしましても、やはり大変大きな制度改正です。今までそれぞれで管理されていたものが一つにまとめられて、それが先ほども言いましたけども、和東町の役場だけじゃなくて、いわゆる各自治体、国、それから各民間機関も含めて

情報がやりとりされるといことが可能にできるということですから、大変これまでの個人情報を守るという点では大きな改正だと思うんです。

そういう点ではですね、やはりこの内容を決める際にも一定慎重な審議といいますかね、住民にもちゃんとお知らせもして、意見も聞き、決めていくという工程が大変必要だったんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと確認なんですけど、この条例案というのは、いつごろ作成されましたか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

今回の一部改正条例ということでございます。これの作成の時期につきましては、8月中に一定決済を得て、時期議会に提出するという形をとらせていただいたというところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

これはいずれにしてもですね、住民の方の個人情報を扱う、保護する条例ですからね、やはり仮に例えばいろんなそういう事故があった場合に被害を受けるのは住民なわけですよ。そういう意味では、住民の方が、この条例とは一体何なのか、これでいいのかどうかということをやちゃんとまずやはり事前に知る必要があるし、その意見を聞いた上で条例案を提示していくということが、やはり私は今回は特に必要だったと思うんですね。

いろいろ他の自治体のホームページ等を見ておりますと、事前にこの条例案についてパブリックコメントをされている自治体が大変多く見られました。その辺ですね、和束町としても、そういった一定の経過の段取りというものがやはり必要だったんじゃないかと思うんですけれども、その辺はされてないと思うんですけれども、その辺はな

ぜですか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、ご質問にありましたとおり、今回の一部改正条例につきまして、パブリックコメントにつきましては求めておらないところが実情でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

だから、それはなぜしなかったのかということをおは聞いたわけですけどね、やはり住民の権利ですね、個人情報を守るという意味でのことを規定するんであればですね、こういう形で個人情報を守っていくんだというものを住民の方にもちゃんと知らせる必要が私にあったと思うんですね。そういう意味では手続上、大変、私は問題があると思います。

もう1点ですね、この条例案というのは、例えば個人情報のこの和東町のですよ、審査会というのがありますよね。そこではこの案というのは提示されて意見を求められたんですか。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、この一部改正条例案につきまして、和東町の個人情報保護の審査会に諮ってはおりません。今回の改正につきましては、いわゆる今も申し上げましたとおりで、

マイナンバーの施行に伴うものでございまして、今回の個人番号につきましては、それ以外の個人情報と比べ非常に強力な個人の識別機能を有することから、元来の個人情報を含む特定個人情報につきましては、さらに厳格な保護措置を講じるということでございます。そういう趣旨を踏まえまして今回改正させていただいたというところでございまして、一定、審議会には諮っていないというところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私はやっぱり図るべきだったんじゃないかと思うんですよね。

実は、他の自治体の例とか見ても、それが例えばどの程度審議されたかは別ですけどね、どこまで詳しくやられたかどうかは別にしてもね、やっぱりこれを議会に示す前に審査会で諮問も受けて、それで意見もつけて出されているという例を私は聞いておりますし、例えば神戸市などではですね、かなり詳細なその条例案に対する意見が述べられてですね、それで、神戸市として例えば国の言っていることにとどまらず、ここはこうすべきではないかという意見も含めて提示をされております。

先ほども言いましたように、今回のマイナンバーの施行というのは、いいも悪いも大きい改正なわけですよ。これまでにない制度を入れているわけですし、先ほどから言っていますように、本当に大変大きなリスクがあるわけです、誰も責任を負えないという点でもね。ですから、そういったものを手続上的にもちゃんと目を通していただいで出すなら出す。

議会にも実際、条例案自身はね、委員会にも提示していただいてないと思うんですよ。ですから、しっかりいろんな方の目を通して、これでいいのかということをやっぱり二重三重にチェックを入れた中で提示していくということが私は必要だったというふうに思いますし、その辺を抜かされたということは大変大きい問題があるという

ふうに思います。

それと、あと、中身の問題なんですけどね、いろいろ難しい問題もあるんですけども、一つお聞きしたいのは、いわゆる情報開示をできる方ですね。いわゆる本人、法定代理人、それから任意代理人による開示請求、訂正要求、利用停止請求がすぐできるとなっていますよね。これはこれまでの住基の関係とかも含めて、これまでの改正前の部分では、特に任意の代理人というのはなかったと思うんですよね。これが今回入ったというのはどういうことでしょうか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、任意の代理人が追加されたというところがございますけれども、大変申しわけございませんが、法律の読み込みが非常にできていないというところがございます。定かなところはわからないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それは大事な問題じゃないんでしょうか。いわゆるこれまで一般の個人情報で認めていない任意代理人の開示請求を特定個人情報については認めているというね。これは例えば代理権の確認をどのようにするのかと、あとでまた手数料の問題もありますけどもね、いわゆるその辺のなりすましの問題とかということも出てくるわけですよね。その辺でいわゆる不正をどう防ぐかということにもつながってくるわけです。

これまでは、例えば、個人を特定するような情報についてはなぜか認められているわけですよね、ある意味。それがなぜ今回に大臣に認められているのか。認めた上で、

いわゆる不正を防止する上でどういう手だてを町として検討しているのかですね、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回の一部改正条例につきましては、先ほども申し上げましたように、従来よりもさらに厳格な法措置を講じるという形になっておりまして、それを踏まえた形の条例の改正ということになっておるところでございます。

一定、今回提案させていただきました内容につきましては、その法律の趣旨に基づいた形で条例改正させていただいたというところございまして、今後はこの改正条例に基づきまして、運用上、きちっとした形で個人情報の保護ができるような形で運用させてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

運用を始めてからそういうことをできるようにしますなんていうのはね、それは大変無責任だと思うんですよ。

先ほど課長自身が、要は個人情報の保護条例を運用する上での責任者である課長が、このこと自身ちゃんと読み込めてないと言われましたよね。そんなんで運用が始まってからどうやって守れることができるんですか、そんなことで。

先ほど言ったように、この制度というのは穴だらけなんですから、要は100%守られるようなものじゃないんですよ、それは国自身が認めているんだからね。町長も言われましたよね。どこまで行ったかって守れるというものはないって言われましたよ

ね、今の段階で。だから、これはそういうことを前提にしてつくられている制度なんですよ。

しかも、さっき言ったように、本来、情報を守るためには分散をして実際にそういうふうに変更できるようにするというのが本来のあり方なんですよ。それは逆に言ったら、一つにまとめて、それをいろんなところに活用できるようにすると。例えば、後で出てくるであろう、いわゆるカードのことにしてもね、本来、そういったものを持ち歩いていろんなところで使うとなれば、漏れるリスクなんて物すごく大きくなるわけですよ。損失するリスクも大きくなる。そんな当たり前ですよ。

だから、そういういろんなリスクがある中で、個人情報を守りますよということをこの条例で規定するわけでしょう。そういう意味では、先ほど言ったような、これまでの従前の条例では認められてこなかった任意の代理人の開示請求は認めるというのはなぜなのかということを知っているんですよ。それで、いわゆる不正防止の関係でこれまでよりもリスクは高まるんだから、その辺の対策というのは、はっきりしたものがあって聞いているので、そこはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

これは本当に大きな問題であるというふうに、法律、大事な問題で、過日、国会でいわゆる番号法と言われているのが国の法律で決められました。この国の法律ではやっていけませんから、都道府県、市町村、自治体に関連する法律がたくさんあります。いわゆるうちも個人情報保護条例というのを持っておるわけですから、そのときにこの番号法の運営、これを適用されることによって法律・条例の準則というのが示されます、国で。そして、その準則に大体基づいてこうして自治体は法律を提案させていただ

ておるわけなんです。

このときに、今、岡本議員が言われますように、住民の人の声を聞いてどこまで反映できるのか、そして審査会にかけてどこまでそれが改正されるのか、大きな意味では変わらんとおもいます。言葉のとり回し、いわゆる法律に基づいた私ども準則に基づいておる。そういう形の行政法、こういう行政の仕組みというのは、私たちは今のところ論じるというのは非常に難しいわけなんです、この問題でいろいろと出されてきて、そして本来ならもっと国会で議論してもらわなきゃならんところ、足りないところを地方自治体で議論となったら、もう一つこれは非常に難しい問題が残っておるというのは否めない事実であるというように思っております。

それと、今、言われましたように、今度ナンバー法というのをされていきますと、今まで住基法とか、そういう個人情報でしたら法定代理人だけでわかりますが、今度そんな、もしこんだけ広げて法定代理人しかあきませんよなんて言うたら、どないなったんねや。開示するのにもできんようになってしもたら、今度は逆に、法定代理人しかあきませんよなんて、どないなってんのやわからんでは非常に苦しい問題が起ころと思えます。

この辺の運用する段階で本当にこのようにやっていくのが正しいのか、正しくないのか。ましてや、さっきの話のように、個人情報というのは世界の流れもいろいろあります。これが完璧だというのは、今、新聞紙上を見ても、完璧だというようなことを私ここで町長という立場で、今、岡本議員に自信持って「完璧ですよ」と答えられない、私自身も。公的な身分を持っていますから、個人的には私は見解を述べられませんが、しかし、こうし準則に基づいて提案させていただかないとどうにもならん。

神戸の例を挙げられましたが、そしたら神戸の例を挙げられて、「これは住民が反対しているからこの法律はやめておきます」ということが言える権利が残っておるならばそれもいいんでしょうしけども、ほとんど内容的には変わらん。言葉の言い回しで、逆に言うたら、住民を、聞いたさかいにて本来何もそのとおりになってないのに、

言葉の言い回し方でごまかしてしまうというようなことがあり得ると思います。だから、これは本来、国の法律がもっと議論されて、もっと慎重にしていかなきゃならん。今のこの公布の日というのは4段階に分かれておりますが、これとて、これからナンバーを通知される時期、そして発送される時期、そして施行される時期とか、この時期に合わせてその都度その都度の、公布の日がまだって決まっているわけで、これは国のほうで。だから、今、通していただいたとしたかて、施行日というのはずれてきます。この間にまだ国の段階で、おとといの新聞を見ているとあんな状態でありますから、どこの首長にしたかて、自治体にしたかて、この辺のところを自信持って答えるというのは、私は正直なところ、こんなん言うと無責任になりますけども、なかなかこういう議論はでき得ない。

だから、先ほど課長に、何年なったんねんと。課長も準則に基づいてますので、非常に難しい答弁となるだろうと思っております。

ただ、行政手続上にこの法律が通れば、こうして各自治体の個人の情報を守るといのがセットでありますので、やっぱりほっとくとさらに住民に被害で出ます。そうなったら、今までのできる範囲の中で住民を守っていこうという中で、今、提案させていただきました。

岡本議員が言われるように、これが今後いろんな問題が出てきますと、私はやはり住民の立場にたって、条例改正の提案というように努めていかなければならないと思います。明らかに住民の人権を侵害するとか漏えいすると、こういう欠陥が出てきたら直ちに改正を変えていくという問題はしていかなきゃならん。私はそれを想定して広く言えないと。本来なら、こんなんない方といった、こういう立場で私は言えませんが、国会の議論でやられる話がもっと慎重にあるべきだろうと思っております。

そういう意味で、今回、行政法に基づき、そしてこの条例は国の準則に基づき、法に基づいて今、提案させていただいておる。そのために、その施行されることによって住民を守らなきゃならんと。守る範囲の最高の考えられるところを今、提案させて

いただきました。そして、質問いただいて、本当に人権から絡んで問題があるというものであれば、これはやっぱりわからないというか、ほっとくわけにいきません。そのときには勇気を出して変えていくと。また、国等にも述べていく必要があろうかというように思っておりますが、現在、そういう意味で、この条例案にご理解いただきたい。

これは先ほど申しておりますように、今の住民を守るという条例を持っております。ナンバー法が出てきたよって、さらにこれをこのままでは守れませんから、厳格にしたと。どこまで厳格にできたかというのはちょっとありますが、準則で厳格にしたと。ということでありますので、ほっといたら条例は通さない。反対だということではなかったほうが、今の時点ではもう法律は通っているわけですから、住民を守れない確率のほうが高い。それならば、厳格に個人情報保護条例をもっと厳格にしろと。あかんかったら、さらに厳格になるように欠陥のところを直していけど、こういう形になると。もしくは国の運動で国会のあれを廃案に、法律をもうやめてしまおうとか何らかを変えないと、現実的な話ではないのかなと、このように思っております。私自身もこの問題は非常に大きな高次元の話だということで答弁させてもらっておりますが、そういう意味で、結論的に、現在まで持っていた保護条例、住民を保護する条例をさらに厳格にしたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

先ほど岡本議員からご質問ございました今回のマイナンバー制度には任意代理が認められていると。その理由でございます。これにつきましては、一定の法律で定められていることとございます。今回のマイナンバー制度におきましては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴いまして、不正な情報提供等がなされる懸念があり得

ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人の参加の権利の実質的な保障が重要であるということでございます。

この権利を容易に行使できるようにということで、いわゆるマイナーポータルが運用されるということでございますけれども、高齢者の方とかにつきましてはインターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難なものに対して容易に開示請求権等を行わせるように任意の代理を認める必要があるということで今回規定されたというところでございます。

それと、個人番号が利用される社会保障税分野の手続きにつきましては、専門家であります税理士や社会福祉労務士などの代理人に手続を委任するニーズが高いと。そういった方々に開示請求等についても任意代理を認めることが国民の利便性の向上に資するというところで、いわゆる法律に盛り込まれたというところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第45号 和束町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第45号 和束町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを

議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第46号の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、和東町手数料徴収条例におきまして、通知カードや個人番号カードの再発行手数料を規定する内容となっています。また、あわせまして、例規中の条文の整理等一部改正いたしたく、提案させていただいた次第であります。

どうか慎重な審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第46号のご説明を申し上げます。

議案第46号

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成27年9月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページに改正条文を載せさせていただいております。議長のお許しを得ましたので、資料No.46の新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第2条の第10号でございます。これにつきましては、租税特別措置法の法律番号を入れさせていただいたことと、あと、適用条文が変更になったことの整理と  
言うことになっております。

めくっていただきまして、次のページでございます。

第17号でございますけれども、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律ということで、法律名の名称の変更に伴いまして、「管理並びに」を追加させていただいたというところでございます。

それと、23号でございますけれども、特定家庭用機器再商品化法、この法律番号を入れさせていただいたというところでございます。

それと、25号でございます。通知カード（再公布がやむを得ないとして町長が認める場合を除く。）、1枚につき500円。

26号、個人番号カード（再公布がやむを得ないものとして町長が認める場合は除く。）、1枚につき800円ということでございます。

26号につきましては、平成28年1月1日施行と。その他は公布日施行いうことになっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

これもその関連ですけれども、まず、単純なことですけれどもね、今回、通知カード、それから番号カードですね、これは再公布のときの手数料だというふうに思うんですけれども、この500円、800円という根拠は何ですか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

通知カード及びマイナンバーカードにつきましては、地方公共団体の情報システム機構というところが委託を受けて発行することになっております。その発行に係る実

費分というような理解しております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

根拠があるようなないような額だとは思いますが、それでですね、いわゆる10月から通知カードというものが、順次、各世帯に通知されるというふうには聞いておりますけれども、一方で、本当に届くのかという、そういった懸念も全国的にはいろいろと言われております。

とりわけ、引っ越し、転居等の対応も含めまして、やむを得ない理由で通知カードを住所地で受け取ることができない、そういった方への対応というのが、この間、各自治体で行われているというふうには聞いておるんですけども、和東町ではどのようにされていますか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

やむを得ない理由で通知カードが届かないというように考えられる方につきましては、通知カードの送付先に係る居所情報の登録申請ということをしてもらうようになっております。これにつきましては、リーフレットなりで案内をさせていただいてるのと、あとは総務省のホームページ等で案内が載っているというところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

これは精華町のホームページに載っていたやつですけども、和東町はこういうものは載ってないですね。いわゆるやむを得ない理由で受け取ることができない方とい

うのは、具体的にどういう方かという話で、対象者として挙げられているのが、いわゆる東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されている方、DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方、ひとり暮らしで長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方こういうようなことが具体的に挙げられておりますけども、それと、受け付け期間が8月24日から9月25日までの1カ月というふうに精華町では規定されておりますけども、和東町も同じようなことですか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

期間としては同様でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういったものが具体的にどこまで届いているのかということなんですよね。総務省のホームページ見なさいと言ったかってね、見れない方もいるわけです。どこまでそういったものがちゃんと届いているのか大変疑問ですし、こういった方が本当に通知カードを受け取ることができるのかというのは大変大きな疑問がございます。

それとですね、あと、このカードの関係ですけどね、通知カードがそれはそれで送られてくると。これは制度が続く以上は拒否できないというか、それ自身がないと、いわゆるこの制度のもとではいろんな手続きができないということになりますから、いわゆる制度への是非云々関係なくですね、これは受け取らざるを得ないということがあるんですけども、いわゆるその後の個人番号カードですよ、来年から希望者はそれを申請すれば発行されるという話ですけども、ここに一番よく危惧されているが、なりすまし等による不正行為というものが危惧されていると思うんです。その辺、和東

町として、こういったことを防ぐためにどのような措置をとられる予定でしょうか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

まず、通知カードにつきましては、先ほど申しました機構のほうから各家庭に届くことになっております。その通知カードの中にはマイナンバーカードの申請書が入っているわけですが、その申請書により、希望する方はマイナンバーカードの申請ということになります。

それにつきましては、基本的には郵送で送っていただくということになりまして、カードができ上がれば役場のほうに送られてきて、本人に役場のほうから通知をするという段取りになっております。そのときに通知書と本人確認の書類を持ち合わせていただいて、マイナンバーカードを間違いなく本人に渡るといような形で本人確認をしてやりますので、その辺は大丈夫だということに考えています。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる写真つき個人番号カードをつくる時点でなりすますというね、そういった危険というものも、これは言ったらね、こういう個人情報の漏えいとか流出とか不正行為というのは、大変たくみなわけですよ、これまでのいろんなことを見ても。

例えば、これまでの住基カードにしてもね、和東でも余り発行されてこなかったと思うんですけども、全国的にも5%しか発行されてないんですね。だけど、それでもですね、物すごくなりすまし等の事件が多発しているというふうに聞くんですよ。たった5%ですよ。それから言ったら、これはとりあえず通知カードだけ考えたら100%なわけでしょう、一応、建前上は。そういう中でいえば、こういったとが本

当に起こり得るという前提で当たっていただかないとやっぱり事故も防げないし、起こった後に対処できないというふうに私は思うんですよね。その辺の対応が、やはり国の言っていることをそのまま請け負っていても何もできないと。国がやっていることは大体大丈夫という前提がありますから、そこはやはり町として主体的な対応をしていただきたいなと思うんですね。

それでですね、例えば、再交付の場合というのは、通知カードをなくしましたとか紛失しましたとかね、届きません、あるかもしれません。それと、あと個人カードも番号カードもそうですよね。紛失しました。中で、言ったら、もう一回、再発行してくださいと。いうときにじゃあこれでと、いう話になると思うんですけれども、それは大変重大なことだと思うんですよね。

例えば、そのカードをなくすことが住民の皆さんにとって本当にどこまで重大視されるかということもね、今のマイナンバー制度の周知状況からいけば本当に未知数だと思うんですよ。なくしたって、今までのカードをなくしたと同じぐらいにね、ちょっとまた言ってもろたらええかぐらいの認識も多分大きくあると思うんです。

そういう点でいえば、もしそういった紛失届を出して、はい、また発行しますよだけじゃなくてね、やはりその辺のなくした理由とかですね、その辺の原因も含めてちゃんと記録もして、悪用されないようにちゃんと対応していくということも町として考えていかないと、ただ単に発行するだけで後は知りませんというだけじゃなくて、やはりそのことによっていろんな情報が芋づる式にどんどんどんどんとられていくということにもつながるわけですからもし、その辺の再発行する場合の紛失等がもしあった場合に、それに対する町としての対応というのはどういうふうにされるのか。悪用を防ぐ上でどういう対応を考えておられるのか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

紛失等で再発行を希望される方につきましては、まさにその方が紛失された本人であるというところの本人確認をまずしっかりとやっていきたいというように考えております。それによって、なりすまし等の不正取得を防がれるというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第46号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第46号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ではございますが、ただいまから午後4時15分まで休憩いたします。

休憩（午後4時00分～午後4時15分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けます。

日程第8、議案第47号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第47号の提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、和東町過疎地域自立促進市町村計画を変更したく、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第47号のご説明を申し上げます。

議案第47号

和東町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

和東町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年9月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページ以降に変更後の計画を載せさせていただいております。変更部分につきましては下線を引かさせていただいております。

議長のお許しを得ましたので、資料No.47、和東町過疎地域自立促進市町村計画の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

まず、区分のⅡの産業振興の2のその対策の（5）観光でございます。

農家民泊の開業など積極的に展開をしていくの次に、さらに、観光による交流人口の拡大を図るため宿泊の拠点整備を進めていくということで、「宿泊の拠点整備」を追加しております。

その下、Ⅶの教育の振興、1 現況と問題点、（1）学校教育でございますけれど

も、教育環境の整備に努めているをICTを含む教育環境や教室等学校環境の整備に努めているという形に文言を変更しております。これにつきましては、ICT教育や教室の空調設備、スクールバスの更新を行うということで文言を追加しておるところでございます。

下の事業計画の表でございます。

1の産業振興の(8)観光又はレクリエーションということで、宿泊施設整備事業ということで、和東町が事業主体ということで追加しておるところでございます。

次のページでございます。

6の教育の振興、(1)学校教育関連施設ということでございます。

スクールバスの購入事業：相楽東部広域連合、和東中学校空調設備整備事業：相楽東部広域連合、和東小・中学校教育用コンピュータ教室整備事業：相楽東部広域連合この三つの事業を追加しておるところでございます。

次のページから事業計画表を載せておるところでございます。

1ページめくっていただきまして、(8)観光レクリエーション事業ということで、最後に宿泊施設整備事業、事業主体和東町、概算事業費2億1,500万円、財源内訳として地方債2億1,500万円、過疎債につきましても2億1,500万円という形で上げております。

ちょっと飛ばさせていただきまして、最後から2ページ目でございます。

6の教育の振興、(1)学校教育関連施設ということで、スクールバス購入事業：相楽東部広域連合、1,598万8,000の概算事業費で、財源内訳いたしまして、地方債で1,590万円、そのうち過疎債全額の1,590万円、一般財源で8万8,000円となっております。

それと、和東中学校空調設備整備事業、相楽後部広域連合が事業主体ということで、概算事業費が170万7,000円、財源につきましては地方債で170万円、その

うち過疎債が170万円、一般財源7,000円。

和東小・中学校教育用コンピュータ教室の整備事業で、事業主体が相楽東部広域連合でございます。1,986万2,000円の概算事業費です。財源内訳といたしまして、地方債1,980万円、全額過疎債でございます。一般財源として6万2,000円としておるところでございます。

以上が、今回の変更に係る部分でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 和東町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第47号 和東町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号 湯船辺地に係る公共的な施設の総合整備計画の策定について、議案第49号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第48号並びに議案第49号の提案理由を申し上げます。

湯船辺地並びに木屋辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、本計画の策定を提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、私から、議案第48号と議案第49号のご説明を申し上げます。

まず、議案第48号でございます。

湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

湯船辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページが、総合整備計画書でございます。

和東町の湯船辺地というところでございます。辺地の人口371人、面積23.98平方キロメートル、辺地の概要につきましてはここに掲げてあるところでございます。

右の公共的施設の整備を必要とする事情でございます。

本地域は和東町の北東部にあって、町の中心地から7キロメートルの位置にあり、東は滋賀県甲賀市信楽町に、南は南山城村、そして北は宇治田原町に隣接しており、

総面積のうち89%が林野を占めている。民家は、府道木津信楽線に沿って細長い峡谷斜面に階段状に密集している。

住民の日常生活は、主産業である農林業により支えられてきたが、近年は農林業所得の低迷や生活環境施設等の整備が不十分なため、若年層を中心とする労働力の流出、高齢化による生産力の低下等により、地域の活力は弱まりつつあり、産業基盤の整備を初め、生活環境施設の整備について地区住民から強く要望されている。

こうしたことから道路交通網の整備、初期消火活動の施設整備や高齢化によるコミュニティ施設のバリアフリー化等生活環境の改善を行う必要がある。

それと、3の公共的施設の整備計画でございます。

平成27年度から平成31年度までの5年間でございます。

まず、道路でございます。和東町が事業主体ということで、事業費が1,902万7,000円、財源内訳につきましては、特定財源が1,236万5,000円、一般財源が666万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が640万円でございます。

あと、消防施設でございます。事業主体和東町、事業費800万円、一般財源800万円で、全て辺地事業債を予定しております。

次の集会施設でございます。事業主体名が和東町、9,300万円、財源内訳につきましては、一般財源全て9,300万円、全てを辺地事業債を予定しております。

合計1億2,002万7,000円の事業費でございまして、特定財源が1,236万5,000円、一般財源が1億766万2,000円でございます。そのうち辺地対策事業債の予定額が1億740万円でございます。

続きますして、

議案第49号

木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

木屋辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を

策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページが総合整備計画書でございます。

木屋辺地ということで、辺地の人口68人、面積2.38平方キロメートルでございます。

辺地の概況はここに掲げてあるとおりでございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情でございます。

本地域は和東町の南部にあって、町の中心地から南に5キロメートルの位置にあり、西は木津川市加茂町、東は相楽郡笠置町に隣接している地域で、地域の北側は山林、南側が国道、木津川が流れ、山の斜面が国道まで迫っている。集落は、北側の山林斜面を通っている府道宇治木屋線と国道163号の間にあり、居住区域は限られた範囲となっている。

住民の日常生活は、本町主産業である農林業により支えられてきたが、近年は農林業所得の低迷や若者の流出により後継者不足が懸念される。当該地区の水源は、全て河川表流水（自然水）に求め取水しているが、近年河川水の枯渇化が顕著となり安定取水に支障を来しているため、水道施設を和東中央簡易水道へ統合一元化することにより飲料水を安定的に確保し住民生活の向上を図る必要があるということでございます。

3番目の公共的施設の整備計画、同じく、平成27年度から31年度までの5年間でございます。

飲料水供給施設ということで、事業主体は和東町でございます。

事業費が8,729万円でございます。そのうち特定財源が5,619万円、一般財源が3,110万円でございます。

一般財源のうち全て辺地対策事業債を予定しておるといところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

湯船辺地のことでちょっとお聞きしたいんですけども、道路はどういう場所にあるのか、それと消防施設はどのような施設であるのかと、それから集会施設、これはどの地区に集会施設を設立されるのか、その点についてご説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

まず、道路でございますが、こちらのほうは、町道湯船朝宮線の舗装改良工事を予定しております。

延長が480メートルございまして、それを単年度ではなくて平成28年度から平成31年度まで計画的に進めていくということで計画を挙げさせていただいております。

それと、消防施設の800万円の事業費ですが、こちらのほうは消防の倉庫の建設ということで予定しております。

あと、集会施設でございますが、これは前回の辺地計画の積み残しでもございますが、引き続きまして、湯船会館が老朽化しておりますので、コミュニティセンターの整備と、あと、もう1点は、湯船会館現状の部分ですが、水回りが非常に古くなっておりますので、改修という声も上がっておりますので、その2点を挙げさせていただいております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

集会施設湯船会館となっていますけども、それは1階建てになるんですか。現在の建物とはどういうふうに変わりますか。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

済みません、失礼いたしました。

前回の計画のときに区長様と相談させていただきましてですね、現在のところではないところというところを1点計画がございました。ただ、場所につきましてはまだ未確定でございますが、今の状況は非常に古いですということで、新たなところも検討したいということで、実際には、具体的にどこであるかというのはまだ定まっておられません。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

確認ですけども、今、消防施設の消防倉庫ということでしたけども、これは具体的にどのあたりにどういうものというふうに想定されていますでしょうか。

それと、湯船会館の老朽化に伴う新しいコミュニティ施設をつくるということで相談されているということですけども、ただ、まだ具体的にどこでどうするという話はないという話でしたけども、そうなりますと、ここに挙げられています9,300万円という予算ですね、これは以前からの積み残しということではあるのかもしれませんが、この辺は例えばどこに建てるかによってまた変わってくるということも

あるということでしょうか。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

今のご質問の件ですが、消防倉庫、ポンプ車の倉庫が必要であるというお声が上がっておりますので、ポンプ車の倉庫でございます。

湯船会館の件につきましては、一定、5年間の計画ですので、具体的なものが本当にありましたらですね、設計なりありましたらいいんですが、まだそこまでのほうは確約したものはございません。一定、でも必要であるというお声はありますので、区の代表の方のお声も聞きながらこの計画を策定した次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もちろん今の湯船会館自身は大変古い施設でありますし、今の時代からすれば大変階段とかも含めてバリアフリーもありませんし、改善が必要だということはわかりますので、その辺は今後改修は必要だと思うんですけども、いわゆる9,300万円という予算は一応具体的にあるということなんですけども、ただ、いわゆる設計とかそういうものはまだ何もないということであれば、いわゆる9,300万円という枠というのは、その根拠というのは一体どこにあるのかということなんですけども、そこでちょっと確認しておきたいんですけども。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

まず、今、岡本議員が言われましたように、湯船会館の現状につきましては、階段等、高齢者には大変厳しい条件になっております。それが1点でございます。

それと、ご存じのように、急傾斜等危険区域に入っておりますので、それを解除したいということでございます。

今の9,300万円の根拠なんですけれども、一応、建築につきましては、大体坪当たり70万円というのが予想しております。そこで、大体430平米ぐらいの建物ぐらいが必要じゃないかという、平家建てですけれども、その計算で約9,100万円という金額を出させていただいております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第48号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第48号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

議案第49号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第49号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長します。

日程第10、同意第3号 自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第3号の提案理由を申し上げます。

長年にわたり本町自治の発展に貢献されました前議会議員の山口勝己氏、岩崎宗雄氏、籠島孝幸氏、前出 茂氏、前職員の大西峰夫氏を和東町自治功労者として表彰いたしたいと存じますので、和東町自治功労者表彰条例第2条の規定により議会の同意を求めたく提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、同意第3号のご説明を申し上げます。

同意第3号

#### 自治功労者の表彰について

別表の者を和東町自治功労者として表彰したいので、和東町自治功労者表彰条例の規定により議会の同意を求める。

平成27年9月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページ、別表でございます。

自治功労者表彰者名簿でございます。

表彰条例該当項目、氏名、生年月日、住所の順に朗読いたします。なお、敬称は略させていただきます。

第2条第1項第3号、山口勝己、昭和23年4月24日、京都府相楽郡和東町大字別所小字中西1番地の5。

第2条第1項第3号、岩崎宗雄、昭和15年6月11日、京都府相楽郡和東町大字園小字堀越19番地。

第2条第1項第3号、籠島孝幸、昭和17年12月13日、京都府相楽郡和東町大字石寺小字初尾平5番地の7。

第2条第1項第3号、前出 茂、昭和23年2月29日、京都府相楽郡和東町大字杣田小字平松1番地。

第2条第1項第8号、大西峰夫、昭和30年1月27日、京都府相楽郡和東町大字杣田小字中杣田108番地の2。

以上でございます。

次のページから自治功労者の功績調書を添付させていただいております。また、お目通しいただきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第3号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、発議第2号 和東町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

議運委員長、岡田泰正委員長。

○議会運営委員会委員長（岡田泰正君）

それでは、発議第2号を説明させていただきます。

#### 和東町議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び和東町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年9月24日

提出者 和東町議会運営委員会委員長 岡田泰正

和東町議会議長 畑 武志 様

1枚めくっていただきまして、その説明を申し上げます。

#### 和東町議会会議規則の一部を改正する規則

和東町議会会議規則（昭和49年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次のページは新旧対照表をつけております。各自でお目通しいただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

発議第2号 和束町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第2号 和束町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後4時45分～午後4時50分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第12、請願第1号 「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

請願の説明を求めます。

紹介議員、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

本請願書の紹介議員の岡本でございます。

請願人にかわりまして、本請願書の提案並びに説明をさせていただきます。

お配りいたしております請願書に基づき、読み上げまして提案にかえさせていただきます。

平成 27 年 9 月 2 日

和東町議会議長 畑 武志 様

「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出を求める請願書

紹介議員 岡本正意

請願者 氏名 林田 すみ子 他 14 名

住所 和東町大字石寺小字長尾 3 1

電話番号 0774-78-3624

#### 一 請願要旨

「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」を内閣総理大臣に提出願います。

#### 二 請願理由

日本国憲法は、その前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」と明記し、憲法第 9 条において「国権の発動たる戦争」と「武力による威嚇または武力の行使」は「永久にこれを放棄する」と明確に禁じています。さらに憲法第 99 条において国務大臣や国会議員などは「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と明記し、憲法尊重擁護義務を課しています。

従って、海外での武力行使を容認する安全保障関連法案、また法案を提出した政府の行為は上記の規定に照らしても明らかに憲法違反です。

以上のことから、「非核平和都市宣言」を行っている和東町議会におかれましても、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、国の関係機関へ「安全保障関連法

案の廃案を求める意見書」を提出していただくようお願いします。

三 請願事項「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」を内閣総理大臣、国の関係機関へ提出願います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

はい、賛成です。

紹介議員の岡本でございます。

このたび林田すみ子さんほか14名から提出されました「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場から討論をいたします。

まず最初に、本請願が廃案を求めた安全保障関連法案が、去る9月19日未明の国会において自民・公明などによって採決が強行され、可決・成立したことに對し、満身の怒りを込め、抗議の意思を表明するものです。

採決に至る経過はまさに異常でありました。国民の声を聞き、審議に反映させる場であるはずの公聴会が単なる法案採決のための儀式となり、その直後に審議打ち切りを強行しようとしたしました。それが批判を浴びますと用意周到に採決要員まで配置して力づくで委員会採決を強行致しましたが、実際は会議録にさえ採決の痕跡すらなく、あれは明らかに採決無効でありました。

本会議では、あらゆる言論による手段を駆使し廃案を要求した野党に対し、与党が行ったことは、発言や討論時間を10分とか15分に制限する策を弄し、言論を封殺し、手段を選ばない暴挙で採決を急がれました。

法案に反対する野党議員の主張や発言は、廃案を求める大多数の国民の声を代弁したものであり、それを数の暴力により制限し、言論を封じた与党のやり方は、まさに国民の声を聞かないだけでなく、封殺したものと言わざるを得ないものでした。このような政府・与党の姿勢だけ見ましても、本請願人が廃案を求めた安全保障関連法案が国民を守るためのものではないことが十分証明されたものと思います。それだけに、そのような法案が、本請願が審議される前に強行され、成立したことは極めて遺憾であり、請願者には大変申しわけなく、紹介議員としても悔しい思いであります。

同時に指摘しなければならないのは、本請願に対する適切さと配慮を欠いた議会としての対応についてであります。

本請願が求める内容は、緊迫する国会情勢との関係を考えれば、緊急性の高いものであったことは明瞭であり、請願者からも請願書提出の際に、本会議初日の9月10日に上程、審議していただきたい旨の要請がありました。しかし議会運営委員会は、その要請を退け、本日24日の上程、審議を決められました。これは請願者への配慮を欠いた対応だったと言わざるを得ません。

請願への是非はともかくとして、議会としてすべきことは、請願者の思いや請願の趣旨が最大限生かされる対応であり、本請願については本会議初日に上程されるべき案件でありました。今回の件を教訓としていただき、今後の議会運営において反映されるよう強く望むものです。

いずれにしましても、本請願が法案採決後の上程、審議となった事は残念ではありますが、請願の趣旨や内容は、法が成立した現在においても重要な意味を持つものです。法成立後の世論調査におきましても、国民多数が「安保法は憲法違反」「法成立を評価しない」「政府の説明は不十分」としており、主権者である国民は全く納得し

ておらず、直後から「違憲立法は廃止に」との声が上がっております。この国民世論を代表し、本請願を採択することは和東町議会の良識を示す上でも大きな意味と意義があると考えます。

本請願は、「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出を求める理由として、まず第1に「国権の発動たる戦争」と「武力による威嚇または武力の行使」を「永久にこれを放棄する」と規定した憲法9条に違反することを挙げております。

政府は法案が合憲である根拠として、1959年の砂川判決や1972年の政府見解を持出しましたが、ほとんどの憲法学者を初め元最高裁判事も違憲と断じ破綻。また、武力行使や集団的自衛権の発動ができるとした「存立危機事態」のケースとして挙げていた二つのケース、邦人を載せた米軍艦の防護とホルムズ海峡での機雷掃海も政府自身の答弁で根拠を失い、立法事実そのものがなくなりました。「総合的に判断」としか言えなくなったのが政府・与党の実態であります。

合憲としたよりどころは、最後は政府・与党の主観的で都合主義的な思い込みのみとなりました。ゆえに、安保関連法案は明らかに憲法違反であり、たとえ数の力で採決を強行し可決成立させても、憲法違反であることは何ら変わりません。憲法違反の法案の廃案を求め、意見書の提出を求めた本請願は、極めて正当であると考えます。

第2に、憲法99条に規定されている「憲法を尊重し擁護する義務」に違反することを挙げております。

政府・与党の姿勢は「誰が何と言おうと、自分たちが合憲と言えば合憲だ」というものであり、これは明らかに立憲主義と法の支配の否定であります。権力の暴走を防止するために憲法が政府を縛り、政府や国会が憲法を守り政治を行う、これが立憲主義であります。もし、政府が、憲法が禁止する武力行使や集団的自衛権の行使を可能にしたいのであれば、憲法が規定する手続に従い改憲を発議し、国民投票を行い、賛同を得る以外にございませぬ。この手続を踏まず、総理や政府の主観的な解釈だけで変更を行ったことはまさに憲法違反の行為であり、本請願の指摘は正当であり妥当で

あります。

戦後70年を迎えたことし、戦争や平和について改めて学び、考える機会が多くありましたが、和東町でも300人を超える戦死者を出した先の大戦から私たち日本人が学んだ事は、「殺し殺される戦争だけは二度としてはならない」ということではなかったでしょうか。どんな国とも仲よくし、敵をつくらず、問題があっても武力ではなく話し合いで粘り強く解決する、この憲法9条の理念と実践こそが戦後の日本の国民の歩みであり、「戦争しない平和な国」としての確固とした信頼と尊敬を世界から受けてまいりました。この国民の歩みを妨げ、世界の信頼を傷つけた安全保障関連法案は廃案しかございませんでしたし、成立した今となっては一刻も早い廃止が求められます。

法の成立後も、国民は決して許しておらず、国民多数が「法律は憲法違反であること」「法成立は評価しないこと」「政府の説明も審議も不十分であること」、この怒りと不安を広げております。

和東町でも、戦争を体験された、また戦争で家族を失われた高齢者の皆さんから、そして子育て中のお母さんやお父さんまで、さまざまな方が戦争への道を暴走する動きに怒り、不安を募らせておられます。そんな皆さんの声なき声をくみ取り、勇気を持って本請願を提出し、声を上げていただいた請願人の皆さんに心から敬意を表するものです。

議員のみなさん。国のあり方やこれからの方向性、国民の命と未来に大きく影響を及ぼす法案が、圧倒的な国民多数の賛同も理解も得ないまま強行されたことを同じ議会人として、また政治家としてどのように受けとめておられるでしょうか。

さまざまな立場や考えの違いはありましても、国民多数の声を置き去りにして決めてしまうこと、時の政府や総理の解釈だけで国の最高法規である憲法をゆがめてしまうこと、これは明らかに民主主義と立憲主義の否定であり、許せることではないと思います。このようなことが今後もまかり通れば日本は国民の意思が反映されず、法の

支配も及ばない無法な国になってまいります。このような事を黙認してよいでしょうか。

さきの大戦での多大な犠牲をいしずえにして国民が手にした、大切に守ってきたのが憲法9条であります。90歳でなお現役の料理家、辰巳芳子さんは、結婚後間もなく招集され出征したご主人をフィリピン戦線で亡くされ、その痛苦の経験を踏まえてこのように言われております。「命を軽んずる国の姿勢は今も変わらない。憲法9条は当時の若者の命の代償であることを忘れてはならない」と、このように述べておられます。

本請願に込められた平和への願いと請願人の勇気ある良識に応え、何とぞ採択していただくことを心から願ひまして、本請願への賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

請願第1号 「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、請願第1号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の提出を求める請願書は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第13、発議第5号 ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

発議第5号についての提案理由を申し上げます。

近年、日本国内ではヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。ヘイトスピーチは、特定の人々に対する社会的排除と暴力であり、決して許されるものではありません。今後全ての人が互いの人権を尊重し合い、安心して生活ができる環境を充実・発展させるため法整備の必要が望まれることから、今回、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げさせていただきます。

発議第5号

ヘイトスピーチ（増悪表現）被害に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項に基づき提出します。

平成27年9月24日提出

提出者 和東町議会議員 竹内きみ代

和東町議会議長 畑 武志 様

ヘイトスピーチ（増悪表現）被害に対する意見書

近年、一部の国や民俗、あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。平成26年12月9日、最高裁判所は、在任コリアンの子供らが通学する京都朝鮮第1初級学校の付近において、朝鮮人を保健所で処罰しろ、スパイの子供、日本からたたき出せ、ゴキブリ、ウジムシ、朝鮮半島へ帰れなど大音量で連呼するなど、在日コリアンに対するヘイトスピーチを行った団体及びその構成員らの上告を退け、これらの行為を人種差別と認め、賠償の支払いと凱旋活動の差し止めを命じた大阪高裁判決が確定し、ヘイトスピーチが憲法及び我が国も比準する人種差別撤廃条約の趣旨に照らして許されないと、司法の明確な判断がくだされました。

和東町においても、これまで総合行政としてあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る施策に積極的に推進され、今後も個人の尊厳と人権が確立される

社会の実現を目指して、教育・啓発の推進や相談等の多様な施策を進めていくと総合計画に位置づけられています。

さらに今日、1人1人の人権が尊重され、そこに住む人々が平等で、安心して暮らせる多文化共生社会が求められています。ヘイトスピーチは社会の平穏を乱し、人間の尊厳を犯す行為としてそれを規制する法整備がされている国もあります。

よって、政府におかれては、ヘイトスピーチに対し毅然とした立場で望み、ヘイトスピーチ根絶のため国内法の整備を進めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月24日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山崎 正昭 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

法務大臣 上川 陽子 様

総務大臣 高市 早苗 様

京都府和東町議会

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、提案されました意見書は、全体としては賛成するものでありますけども、幾つかお聞きしておきたいと思います。

いわゆる意見書にもありますように、ヘイトスピーチというものは社会問題化をいたしまして、在日コリアンの方々にこのように言葉にするのも大変なような言葉を宣伝してですね、おとしめているということが社会問題になりました。こういったこと

が行われている背景というものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

この背景といいますのは、以前に在特会といまして在日特権を許さないという、そういう市民の会が東京で本部がございまして、こういったことが発祥いたしまして、そして、26年12月に京都朝鮮学校のところに人種差別というふうなことを行ったわけがございます。

このときに大阪高裁の決定も確立をいたしておりまして、こういうことがきっかけになりまして、東京、また名古屋から奈良県、そして福岡というふうに、近年では広島、和歌山、大分、また京都でもこういうことは許されないということで、今回のようにこういうことをなくしていこうといういろんな意見書が出ているわけがございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それで、いわゆる特定の国籍といいますと、これでいいますと韓国であるとか朝鮮半島の皆さん、それから在日の方を指して、そこに向けて攻撃をしているということになるわけですが、これは私が思いますのは、やはり歴史問題ですね、さきの大戦の日本が行ったいわゆる侵略戦争、こういったものに対する無理解、無反省、そして歴史をゆがめるといような潮流といいますか考え方というものが大変背景にあるというふうに思っておりますけども、その辺はどういうようにお考えなのか。

そして、いわゆるそういったことを安倍政権自身がですね、安倍総理自身がですね

ども、助長するようなどいいますかね、そういう歴史観といったものが大変問題にもなっておりますけども、それも含めて、やはりそういったものが背景になっているというふうに考えますけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

まずは朝鮮半島、そういったところが大きな要因になっておりますが、現在では、世界の平和ということを目指しているというふうに私は理解をいたしております。

安倍政権は助長させるというふうにおっしゃいましたが、必ずしもそうではない。やはり現在におきましては、世界の平和、そして世界のトップが話し合いをしていく、そういうところに人種差別というものはなくしていこうと、そういう全体の動きであると、このように思っております。

また、人権という意味におきましても非常に大きな問題でございます。また、京都府におきましても、山田知事もこういうことを実施していかなければならないという、法整備を目指していかなければならないというふうにも答弁されております。国におきましては、このヘイトスピーチ被害に対しまして有効な調査及び対策を早急を実施するということも言われておりますので、今後、こういったことにはやはりなくなるようなことを私たちもしっかりと考えていかなければならない、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

これで最後にいたしますけども、今、いわゆる安倍政権がそういった助長するようなことをしていないということを言われましたけども、今回こういったことをされて

いるようなグループ、また個人の方が、今般のいわゆる安保関連法案の成立については賛成をしてですね、むしろそれを推し進めていくという立場で役を果たされたということも聞いております。そういう意味では、やはりそういうものが根底にあるといっても私はおかしくないと思いますし、また政府・与党の幹部の中にも、この間、そういう在特会とかあたりとですね、そういういろんな関係があるんじゃないかというようなことも常に報道もされてあります。

ですから、やっぱりそういった毅然とした態度をとれないヘイトスピーチに対してもですね、政府、また与党の態度とか行動がやはり助長している部分が私はあるというふうに思いますし、ただこれ自身は賛成ですけども、やはりそういった意味で政府に物を言うのであれば、その辺についての問題意識もしっかり持って要望していくべきだと私は考えますので、その点だけ指摘して終わりたいと思います。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

ただいまの岡本議員の質問に少し答弁をさせていただきたいと思います。

今は岡本議員は、今回の安保法制のことをおっしゃいました。ここの食い違いは私はあると思っております。今回の法整備につきましては、戦争を起こさせないための法案でというふうに、そしてまたすき間のない防衛体制をつくっていく、そういうことが憲法9条をもとに行っていくということで法整備がされたわけでございます。

今回のヘイトスピーチと共通点と思うところは、やはり世界の平和、そして国際社会、こういうことを一人一人が自覚しながら、世界の平和に向けて頑張っていくという、そういうことであるというふうに思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員、賛成ですか、反対ですか。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

○議長（畑 武志君）

どうぞ。

○7番（岡本正意君）

ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書に対する賛成討論を行います。

討論に入る前に、先ほど竹内議員のほうからお話があった件について一言だけ言っておきますと、戦争をしないための法案だというのは大変な詭弁だというふうに思います。そういったことが理解できないから、いわゆる一つの与党の支持者からも大変な批判とそういったものがあったというふうに思いますので、そういったことに曖昧な態度をとっていること自身がこういったことを助長しているということに関連して言っておきたいというふうに思います。

提案されました意見書の内容につきましては、意見書にあります和束町においてこれまで総合行政として、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る施策を積極的に推進されてきたかどうかは疑問の余地があるところではありますが、全体としては賛同できます。

ヘイトスピーチの背景にあるものは、とりわけ過去の体制における日本の侵略戦争に対する無反省や無理解、また、ゆがんだ歴史の見方があり、それに身を持った排外主義という側面が強くあると考えています。それは過去の痛苦の歴史にも証明されており、そういった排外主義の考え方が戦争にもつながっていく、そういう危険がある大変危険な動きだというふうに考えますし、その点からも、ヘイトスピーチの被害に対する意見書を挙げる意義は大きいと思います。そういった彼らが、先ほ

ども申しましたが、今般のまさに戦争をするための法律である安保関連法の成立を推進する、そういう立場で役割を果たされたことは事実であり、しっかりと目を向けるべきだというふうに思いますし、またそういう方と政府や与党の幹部との深い関係も取り沙汰されているということにも黙認はしてはならない問題だと思います。

ここに仮に政府がヘイトスピーチの根絶や規制に消極的である、及び腰である、そういう原因があるとすれば、到底許されないことだというふうに考えます。政府の毅然とした対応を求めて、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

9番、岡田 勇議員、賛成ですか、反対ですか。

○9番（岡田 勇君）

賛成です。

発議第5号に対する賛成討論を行います。今ちょっと私が感じたことは、ヘイトスピーチの趣旨・目的は先ほど議論されましたお二人は若干逸れているように思います。その場はまたありますので、どうぞ十分に議論していただきたいと思います。ヘイトスピーチについて目的が若干違うので、私はそう思います。

昨年12月9日付で最高裁が京都朝鮮第1初級学校襲撃事件の裁判の在特会による上告を却下してから全国的にヘイトスピーチを許さない動きが広がり、同じく、12月には京都府知事が、人を排せつし、誹謗中傷するような行為は許さないとヘイトスピーチへの批判をメッセージされました。

ヘイトスピーチは、特定の人々に対する社会的排除と暴力であり、表現の自由によって保護される範囲を超えております。府内の自治体では、本年に入り、府議会を初め各議会で法規制を求める意見書を多数可決されております。全ての人が互いの人権を尊重し合い、安心して生活ができる環境を充実・発展させるためにも法整備が必要であるにご理解をいただき、議員各位の賛成を期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第5号 ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第5号 ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第6号 T P P交渉からの撤退を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本でございます。

発議第6号 T P P交渉からの撤退を求める意見書について提案理由を申し上げます。

T P P交渉は、7月末まで閣僚会合が開催されておりましたが、合意には至りませんでした。その背景には各国の意見の隔たりとともに、各国の国民の中でのT P P交渉への怒りや不安が拡大していることも大きな要因となっております。

安倍政権はアメリカと一体となり合意に前のめりの姿勢を続けておりますが、重大な譲歩を重ね、国民の利益にも国会決議にも反する様相を強めております。これ以上の交渉継続は国民生活や地域経済にとって何のメリットもないことから、本意見書を提出し、交渉からの撤退を働きかけたいと考えます。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第6号

TPP交渉からの撤退を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成27年9月24日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

TPP交渉からの撤退を求める意見書

7月末まで開かれていた環太平洋連携協定（TPP）交渉閣僚会合は、交渉継続の声明を出したものの、目標にしていた12カ国全体の「大筋合意」は見送られ、次回日程も未定となっている。会合では、新薬の開発データ保護期間、農産物や自動車の市場開放などをめぐり各国の意見の隔たりの大きさが浮き彫りになった。

安倍総理は「国会決議を踏まえ国益にかなう道を得る」などと繰り返しているが、安倍政権が行っている交渉の実態は譲歩ばかりで、「国益にかなう」どころか損なうことばかりである。

コメ問題では、主食米用の輸入枠拡大を迫るアメリカに7万トンを上限に輸入するとされ、酪農品など畜産品の関税も大幅な引き下げを提示するなど、国内農業と農村のさらなる崩壊、食料の安全と安定供給を脅かす内容となっている。

さらに重大な問題として、知的財産権としての新薬の臨床データ保護期間のあり方が大きな対立点となっている。保護期間延長を求める大手製薬会社の意向を受けたアメリカ政府が要求しているが、これは医療費削減のためにジェネリック薬品の使用を奨励している医療政策と大きく矛盾する。

これらの問題は、農産物の重要5品目を「聖域」とするなどとした国会決議にも反し、国内農業や地域経済、医療等に重大な影響を与えるものである。最大の問題は、TPP交渉の内容が国民生活や地域経済にとって極めて重要であるにもかかわらず、

秘密協定をたてに何も明らかにされていないことであり、その一方で国民の不安や懸念を無視し、合意を進めてきた政府の姿勢である。今、必要なことは、交渉の経過、合意の内容を国民の前に明らかにするとともに、速やかに交渉からの撤退を決断することである。政府におかれては、「国益」にも国会決議にも反するＴＰＰ交渉から撤退することを強く求める。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年９月２４日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣府特命担当大臣 甘利 明 様

農林水産大臣 林 芳正 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

賛成です。

発議第６号について賛成討論を行います。

まず、第１に、この間のＴＰＰ交渉における政府の姿勢は、アメリカへの譲歩が中心となっており、政府が強調する「国益を守る」ものになっていない点です。

「聖域」としている「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物」など、次々と譲歩案を示すなど、「国益を守る」よりも交渉の合意を優先する姿勢を強めております。

第2に、このような政府の姿勢や交渉のあり方は、明らかに国会決議に違反している点であります。

この決議は、平成25年3月に、安倍総理がTPP交渉への参加を表明した直後の4月19日に衆議院農林水産委員会で挙げられたものであります。決議では、政府は日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提ではない」との確認がとれたので交渉参加を決断したが、具体的内容が不明であるとともに、交渉参加への国民的合意が形成されていないとして交渉参加に当たり厳しい条件を提示しております。

例えば、「聖域」としている重要5品目については、除外または再協議の対象にすることとし、段階的な完全撤廃も認めておりません。また、国の主権を損なうISD条項の合意も認めないとともに、重要5品目などの聖域確保ができなければ交渉からの撤退も辞さない姿勢を求めています。

さらには交渉から得た情報は国会や国民に十分な報告と情報提供を行い、広範な国民的議論を行うよう求めています。しかし交渉の実態は撤退も辞さないどころか、聖域も関係なく譲歩を繰り返し、交渉内容についても秘密協定を盾にほとんど内容を知らせず、情報開示を拒否しております。このような政府の姿勢は明らかに国会決議に反し、ないがしろにしていると言わざるを得ません。

第3に、そもそもTPP交渉への参加は公約違反であるという点です。

TPP交渉への参加は、平成24年12月の総選挙で勝利し政権を奪還した安倍政権によって判断されましたが、総選挙で安倍・自民党はTPP交渉参加問題について「TPP断固反対、うそつかない、ぶれない！」とのポスターを貼り出し、TPPそのものに「断固反対」と訴えて政権を奪還しました。よく覚えておられると思います。ところが、政権に着くや否や態度を翻し、翌年2月の日米首脳会談で「断固反対」と

してきたＴＰＰ交渉への参加を表明されました。これを公約違反と言わずして何と云うのでしょうか。

この政府・自民党の態度豹変は、ＴＰＰ参加により特に壊滅的な打撃を受けると危惧される本町も含めました農山村に対する重大な裏切りではないでしょうか。なぜこのようなあからさまな公約違反と裏切り行為を本議会の政府・与党を支持される議員の皆さんが黙って容認されているのか理解に苦しみます。

以上の点からも、ＴＰＰ交渉から撤退することが「国益」にかなない、国民生活と地域経済を守ることにつながることは明らかであり、本意見書の採択を切に願うものです。

国会決議では「そもそも、ＴＰＰは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食糧自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、ＴＰＰにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される」と厳しく指摘しております。

ＴＰＰへの参加は、本町が目指すまちづくりの方向や努力とも逆行し、重大な障害になるものであることは明らかです。本町の茶業振興や生産活動、それを生かした取り組みは、日本全体としての農林漁業の振興、農山村の再生と豊かな発展と一体のものであり、それに明らかに反するＴＰＰへの参加は許されないと考えるものであり、撤退を求めるのが妥当だと考えております。

このことを最後に申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 TPP交渉から撤退を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第6号 TPP交渉からの撤退を求める意見書は、否決されました。

日程第15、発議第7号 介護保険制度の改善に関する意見書を議題といたします。提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第7号 介護保険制度の改善に関する意見書についての提案理由を申し上げます。

意見書にもありますように、4月からの制度改定はこれまでにない制度改悪と負担増を被保険者に押しつけるものであり、保険制度としての基本も放棄するような極めてむごい内容となっています。このままでは、もともと介護サービスの基盤が弱く、急速な高齢化が進む本町にとってますます厳しい事態となることは明らかであり、到底看過できません。よって、意見書を政府に提出し、抜本的な介護制度の改善を求める必要性を強く感じ、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案いたします。

発議第7号

#### 介護保険制度の改善に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成27年9月24日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

介護保険制度の改善に関する意見書

高齢化が急速に進行する本町にとって安心できる介護制度の整備は、緊急かつ切実な願いです。ところが、昨年の国会で決められ、今年度から実施されている制度改定は、本町の介護の実態や切実な願いに応えるものとなっていないばかりか、これまでにない後退を押しつけ、不安をますます広げるものです。

実施された制度改定の主なものは、①要支援者の訪問介護、通所介護を保健サービスから外し、「総合事業」へ移行する、②特別養護老人ホームへの新規入所を原則「要介護3」以上に制限する、③一定所得以上の利用者負担を2割に値上げする、④施設利用者の食費、部屋代の補助基準を厳格化するの四つです。

これらはどれも高齢者や要介護者、その家族などの実態を度外視し、介護切り捨て、介護難民、大幅な負担増などを拡大するむごい内容です。特に深刻なのが要支援者の保険外しと総合事業への移行です。政府は2年以内の実施を求めますが、財源的な上限も設定され、良質ともにサービス確保は極めて困難であり、専門的なケアの後退も危惧され、認知症対策にも逆行するものです。総合事業の「事業費上限設定」の撤廃とともに、本町も含め大半の自治体の実態を見ない要支援者の保険外しと「総合事業」の撤回こそ必要です。

今回の改定が、大幅な介護報酬の切り下げとセットに実施されたことが介護現場の困難を拡大しており、介護報酬の再改定を次期改定を待たずに早期に行うことが重要です。より根本的には、介護費用への公費負担を大幅にふやし、介護を受ける側も、介護を提供する側も安心できる制度に抜本的に改善することが強く求められています。

政府におかれては、高齢者社会にふさわしく、また「地方創生」の看板にふさわしく、安心できる介護保険制度の整備に責任を持って取り組まれることを心から強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月24日

内閣総理大臣 安倍晋三様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

厚 生 労 働 大 臣 塩 崎 恭 久 様

京 都 府 相 楽 郡 和 束 町 議 会

以上です。

○ 議 長 ( 畑 武 志 君 )

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番 ( 岡 本 正 意 君 )

賛成です。

発議第7号について、賛成討論を行います。

先日、敬老の日を迎え、本町においても、ことしも「敬老福祉のつどい」が開催され、なごやかな交流の場が持たれました。

第1部の式典では挨拶に立たれた主催者や来賓の方々から、「高齢者が安心して暮らせる社会」という言葉が共通して出されました。このことは誰もが切実に願う問題であると思います。

しかし「高齢者が安心して暮らせる社会」を支えるべき介護保険制度は、その願いを真っ向から裏切り、不安を広げる制度となっており、この4月から実施された制度改悪は、意見書にもありますように、これまでにない後退を被保険者、高齢者に押しつけるものとなりました。意見書が指摘した四つの主な改悪内容は、ことごとく保健サービスから高齢者を締め出すものであり、まさに「保険あって介護なし」の様相を

呈しております。このような改悪に基づく施策が今後進みますと、介護を受けたくても受けられない介護難民や介護を受けたくてもサービスがない介護基盤の崩壊につながり、既に深刻化しつつある家族負担や老老介護などをさらに深刻にし、今、重視されてきている認知症対策とも大きく矛盾し、逆行することは明らかです。

そのことは、本町のような地方の地域社会のますますの衰退と崩壊につながるものであり、「高齢者が安心して暮らせる社会」を本気で実現する上でも、介護保険制度の今回の改悪は撤回し、抜本的な改善・充実を進めることが重要です。そのような観点からも、本意見書を採択し、政府に対し真剣な検討を求めることが必要ではないでしょうか。

私が最も許せませんのは、今回の改悪が、「社会保障の充実」を口実に強行された消費税増税を受けてのものである点です。消費税増税が本当に「社会保障の充実」のためであるならば、これまでよりも充実してしかるべきであり、なぜこのようなむごいことになるのか理解できません。これもまさに政府・与党による公約違反であり、「増税は社会保障充実のため」が、うそ・ごまかしであることは明白であります。増税を押しつけた上に更なる介護負担を押しつけ、サービスまで取り上げる、このような国民だましと詐欺同然の安倍政権のやり方に強く抗議するとともに、安心できる介護制度の実現を重ねて求めまして、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第7号 介護保険制度の改善に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第7号 介護保険制度の改善に関する意見書は、否決されました。

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり、派遣することに決定いたしました。

日程第17、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

第3回和東町の定例議会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

まずをもって、本定例議会に提案させていただきました全議案につきまして、承認また同意をいただきましてありがとうございます。

今回も議会、また一般質問等を通じて議員の皆様方から闊達なご意見等をいただきまして、私どもは今後そうした意見等を真摯に受けとめながら、今後のまちづくりに生かさせていただきたいと思っておりますので、皆様方の一層のご協力を賜りますことをお願いいたします。

特に、これからのまちづくりについては、議会中もご審議いただきましたように、多くの事業等を抱えているところであります。そうした事業がスムーズに推進していきますよう、今後とも議員各位の一層のご指導、ご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、平成27年和東町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後5時50分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 竹 内 きみ代

〃

和東町議会議員 藤 井 清 隆